

労働災害と事業者の責任等について

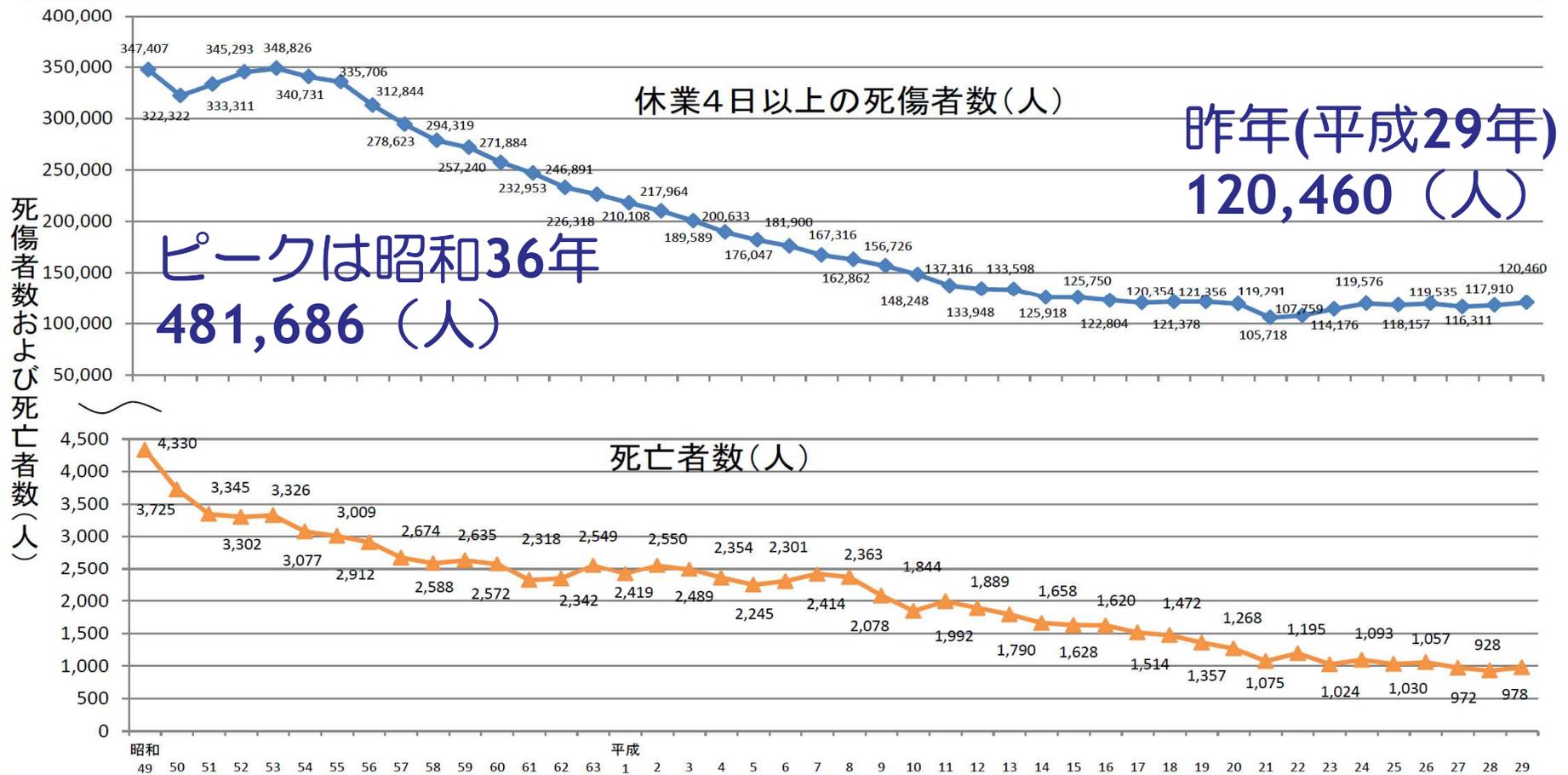
青梅労働基準監督署 安全衛生課

平成30年度工事安全対策講習会



労働災害発生状況の推移

- 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。

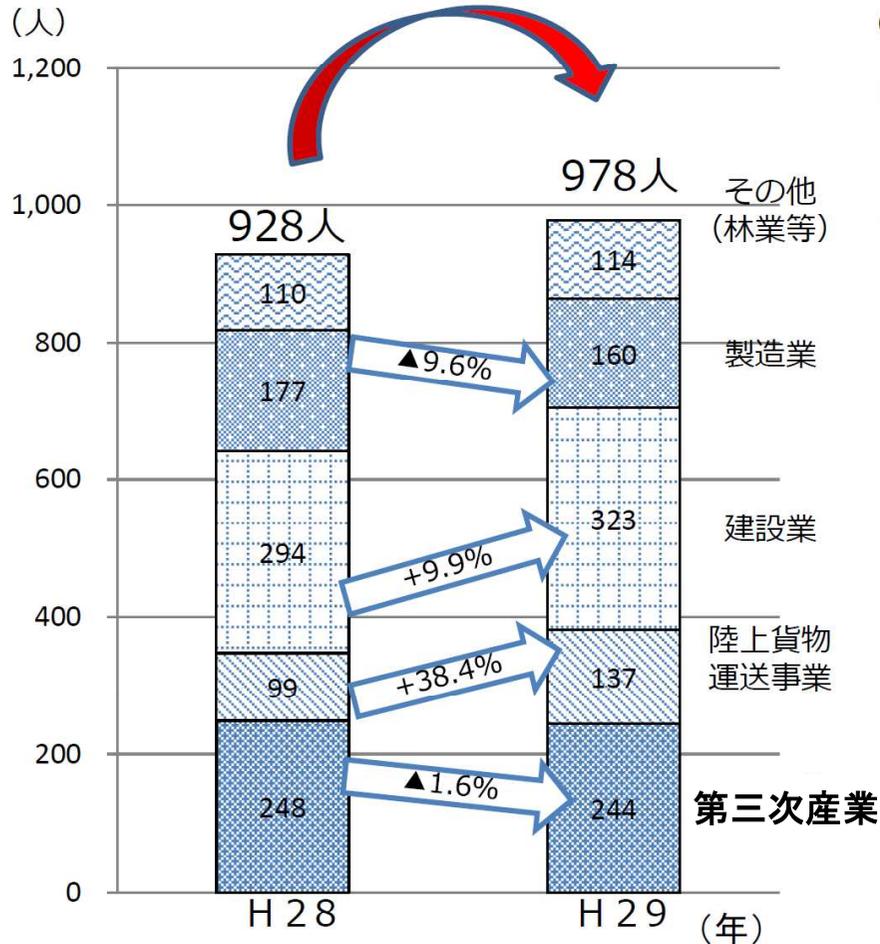


出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

労働災害発生状況 (H29) [全国]

死亡災害

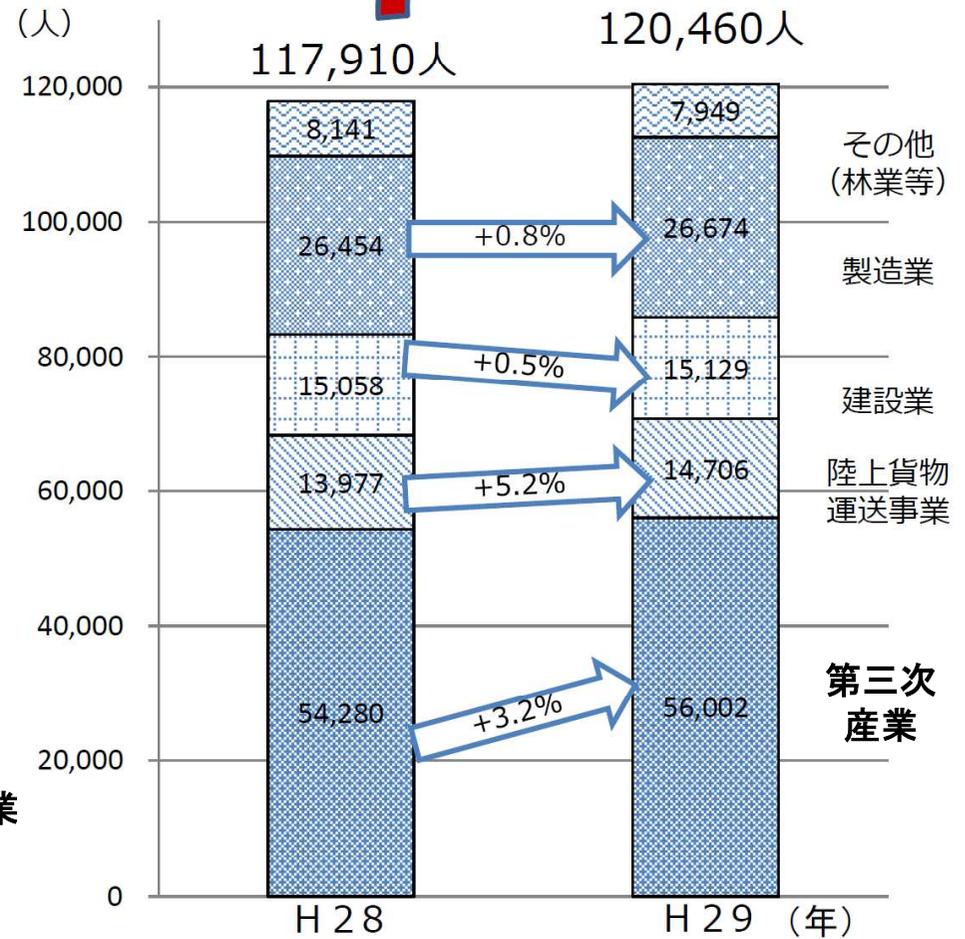
+50人(+5.4%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

+2,550人(+2.2%)

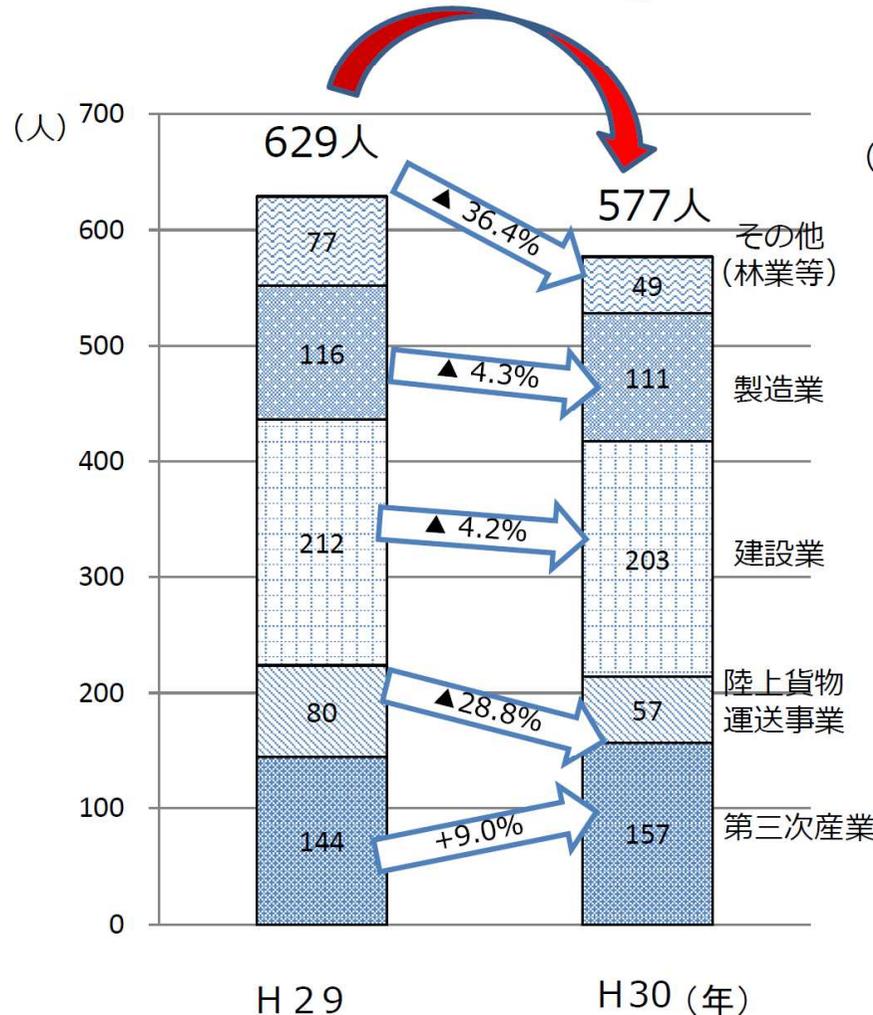


出典：労働者死傷病報告

平成30年 労働災害発生状況 (10月速報値)

死亡災害

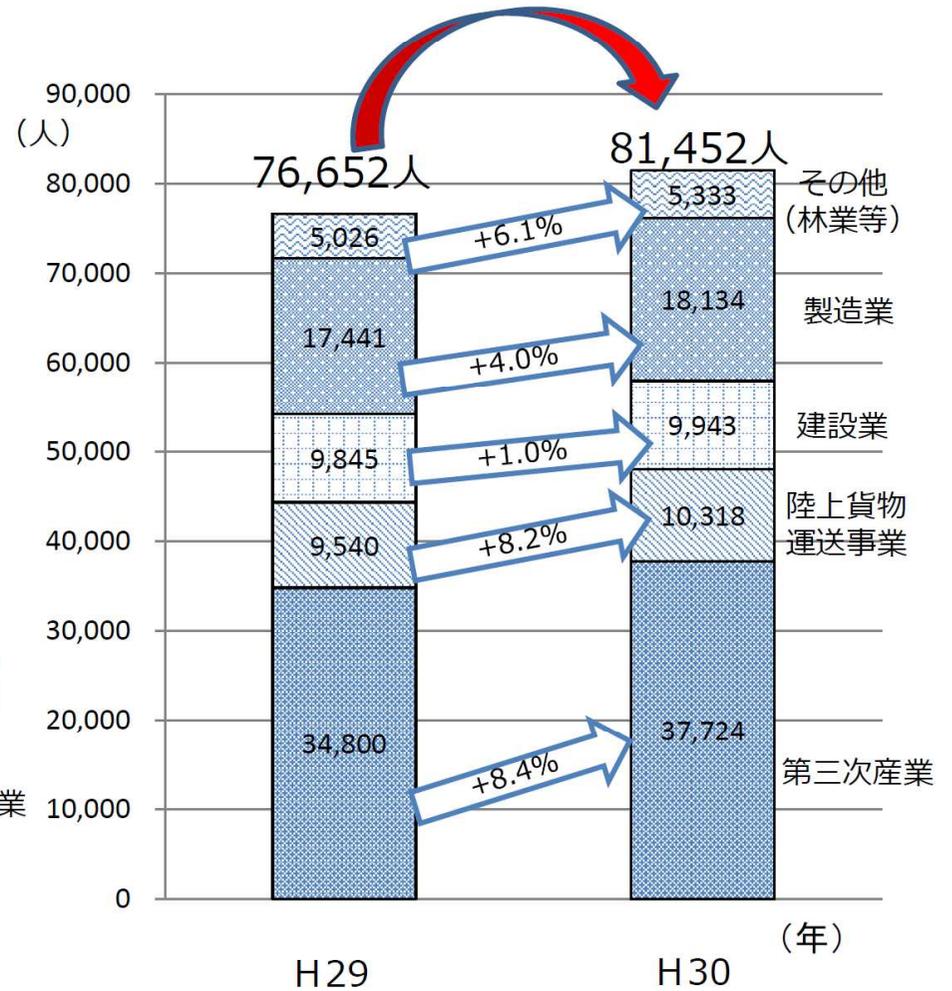
▲52人(▲ 8.3%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

+4,800人(+6.3%)

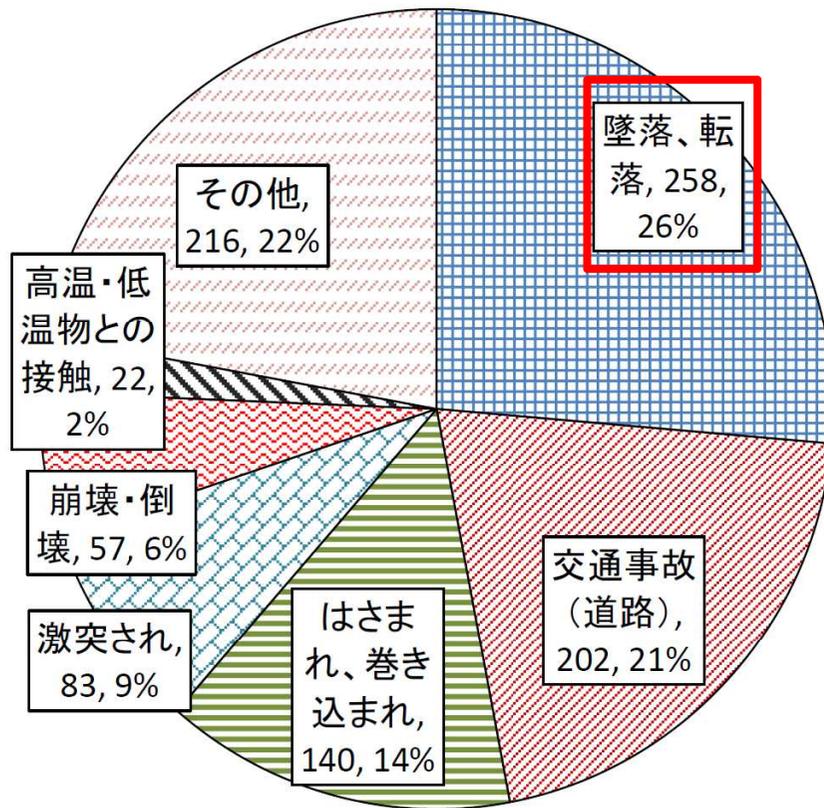


出典：労働者死傷病報告

労働災害発生状況 (H29) [全国]

死亡災害

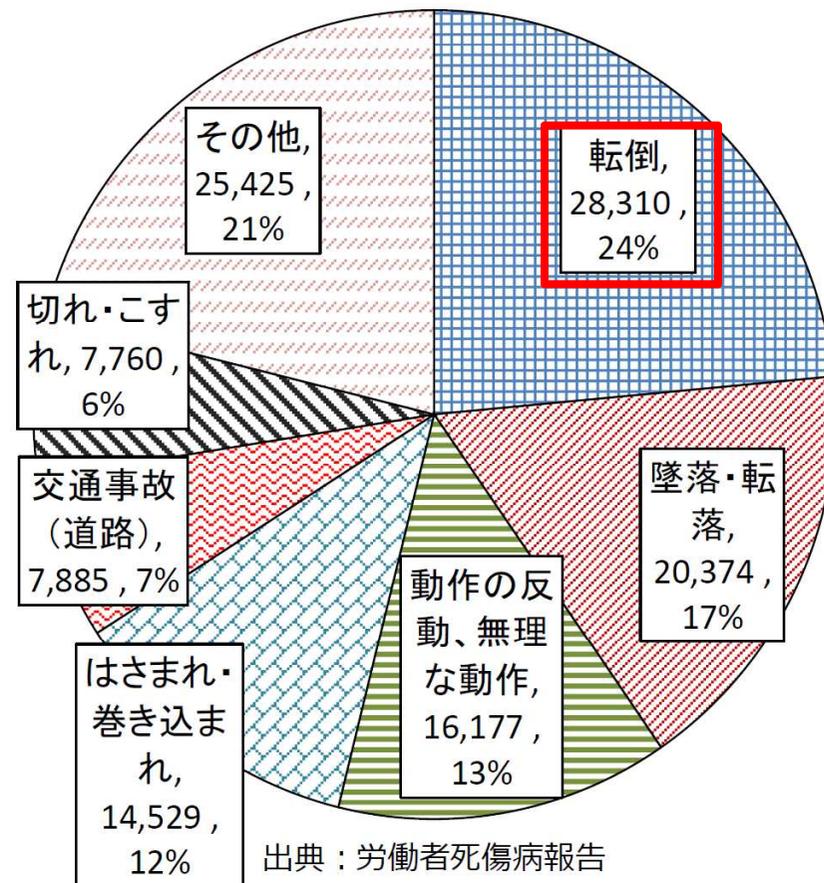
978人、前年同期比+5.4%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%



出典：労働者死傷病報告

建設業における事故の型別 労働災害発生状況

[人]

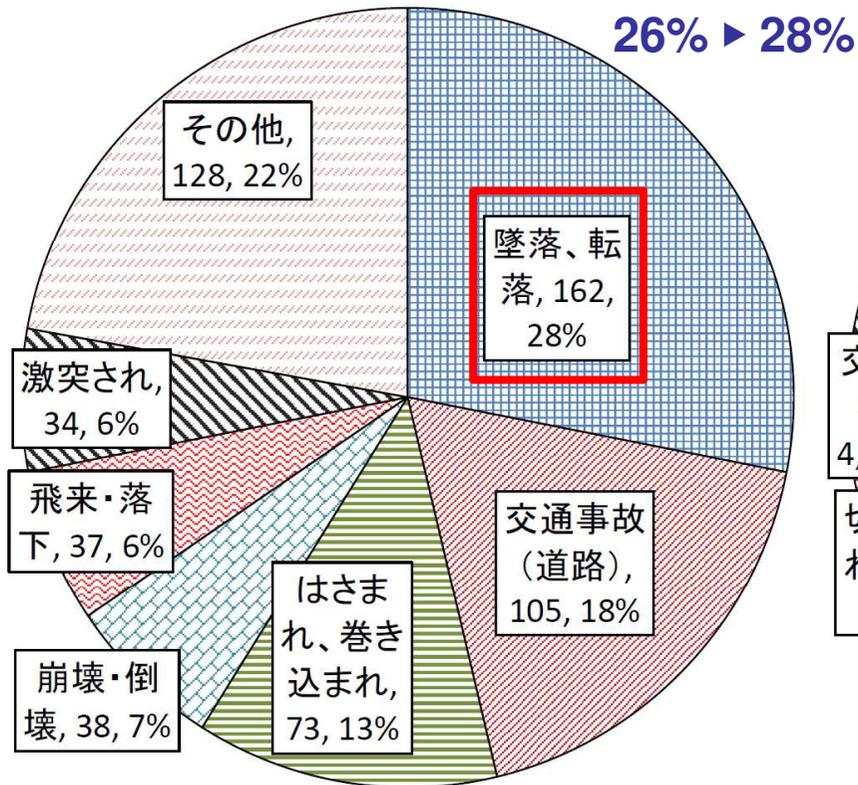
| | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 死亡災害 | | 342 | 377 | 327 | 294 | 323 |
| 事故の型別 | 墜落・転落 | 160 | 148 | 128 | 134 | 135 |
| | 交通事故（道路） | 33 | 45 | 28 | 39 | 50 |
| | 崩壊・倒壊 | 27 | 26 | 29 | 27 | 28 |
| | はさまれ・巻き込まれ | 19 | 38 | 34 | 19 | 28 |
| | 激突され | 27 | 26 | 29 | 22 | 23 |
| | 飛来・落下 | 20 | 18 | 25 | 15 | 19 |
| 死傷災害 | | 17,189 | 17,184 | 15,584 | 15,058 | 15,129 |
| 事故の型別 | 墜落・転落 | 5,983 | 5,941 | 5,377 | 5,184 | 5,163 |
| | はさまれ・巻き込まれ | 1,889 | 1,892 | 1,731 | 1,585 | 1,663 |
| | 転倒 | 1,621 | 1,795 | 1,546 | 1,512 | 1,573 |
| | 飛来・落下 | 1,802 | 1,655 | 1,545 | 1,457 | 1,478 |
| | 切れ・こすれ | 1,632 | 1,568 | 1,409 | 1,422 | 1,312 |

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年10月速報値)

死亡災害

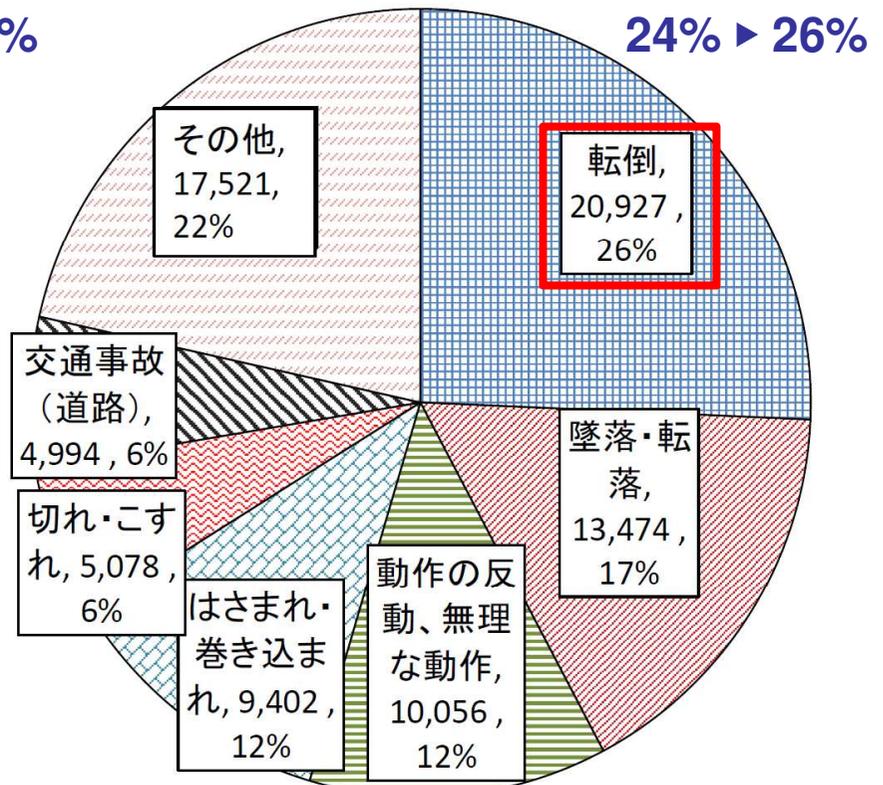
577人、前年同期比▲8.3%



出典：死亡災害報告

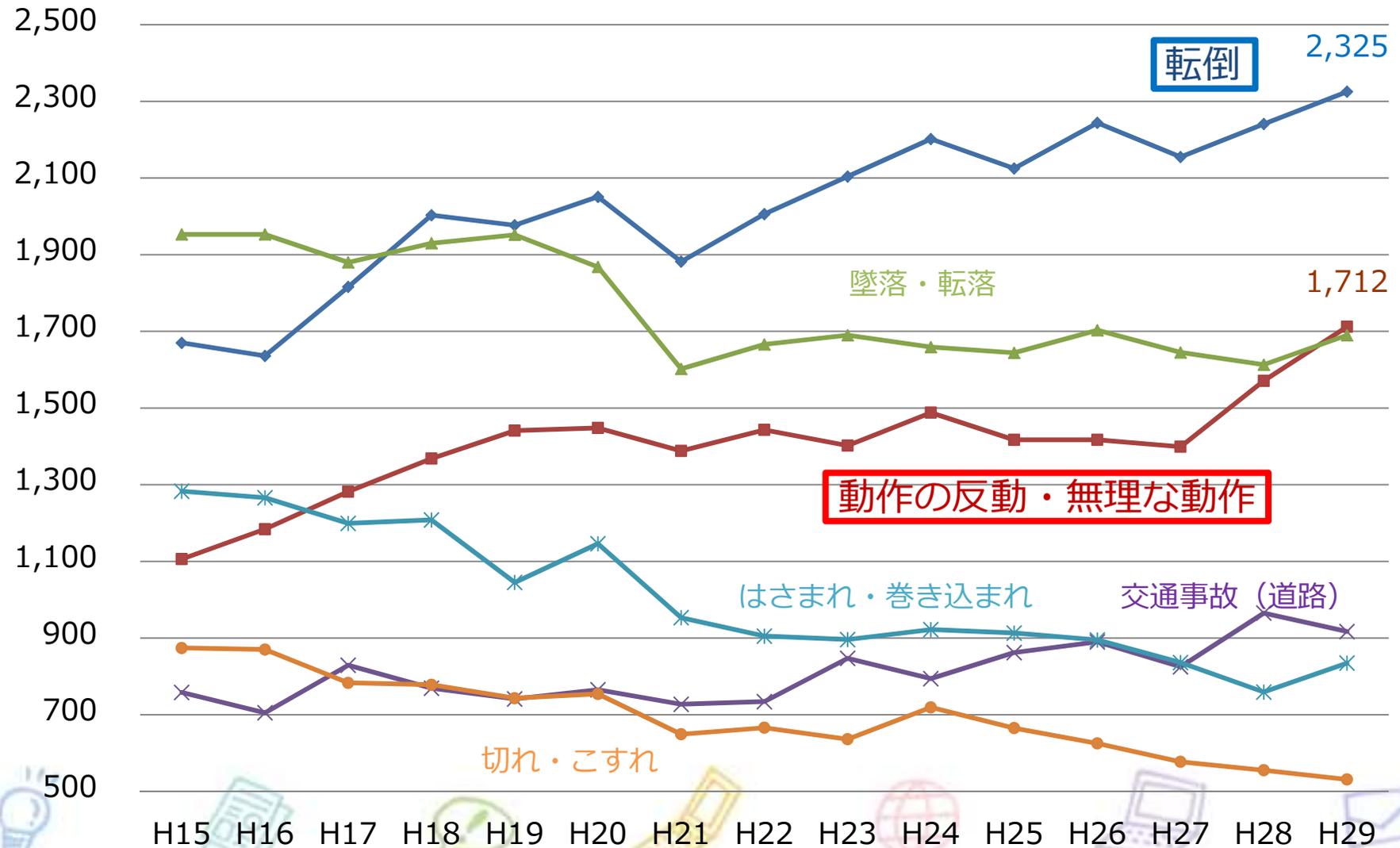
休業4日以上の死傷災害

81,452人、前年同期比+6.3%

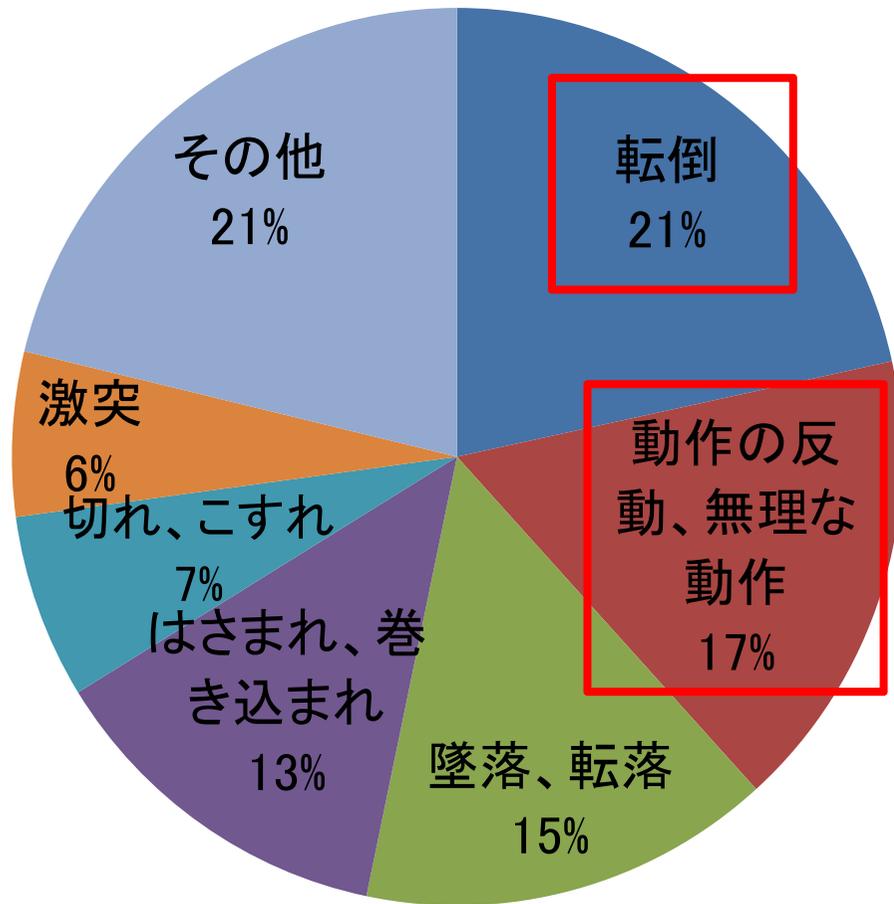


出典：労働者死傷病報告

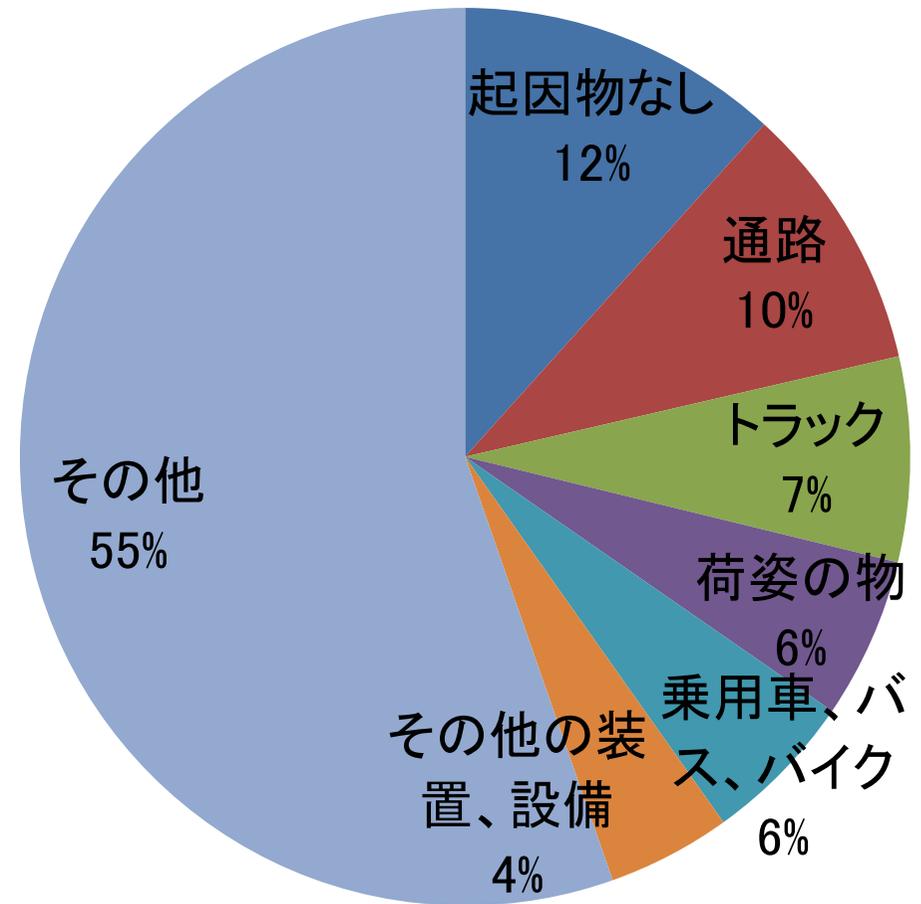
事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



青梅署管内における全産業の労働災害発生状況 H25-H29



事故の型別

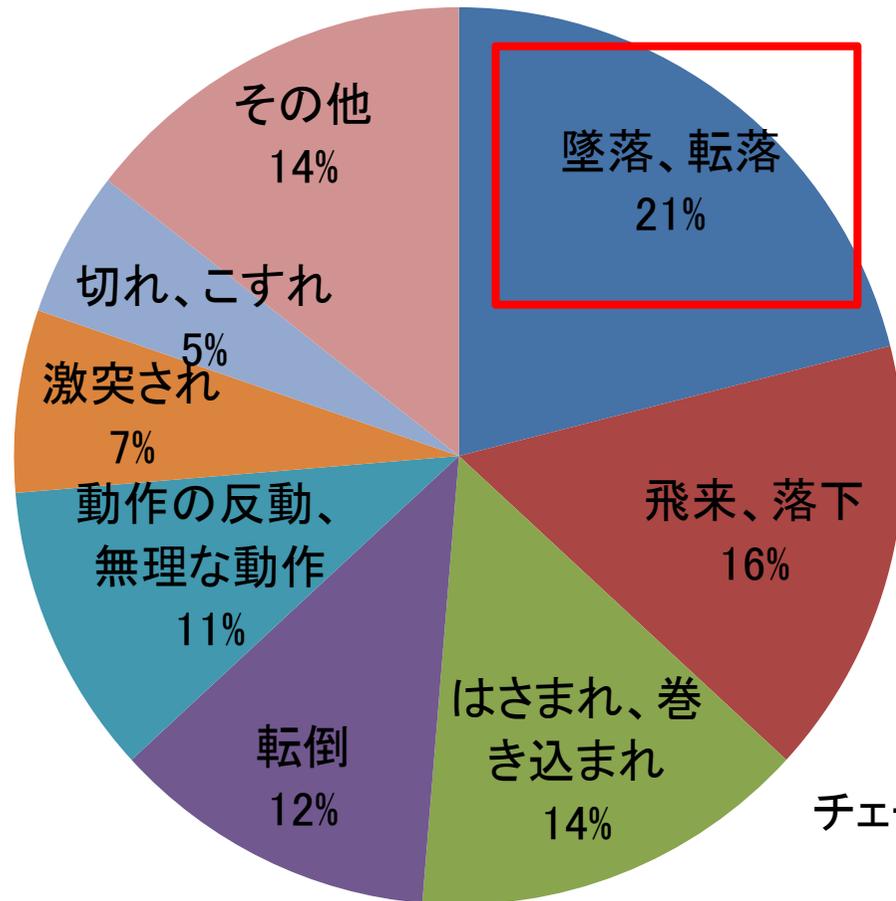


起因物別

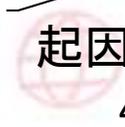
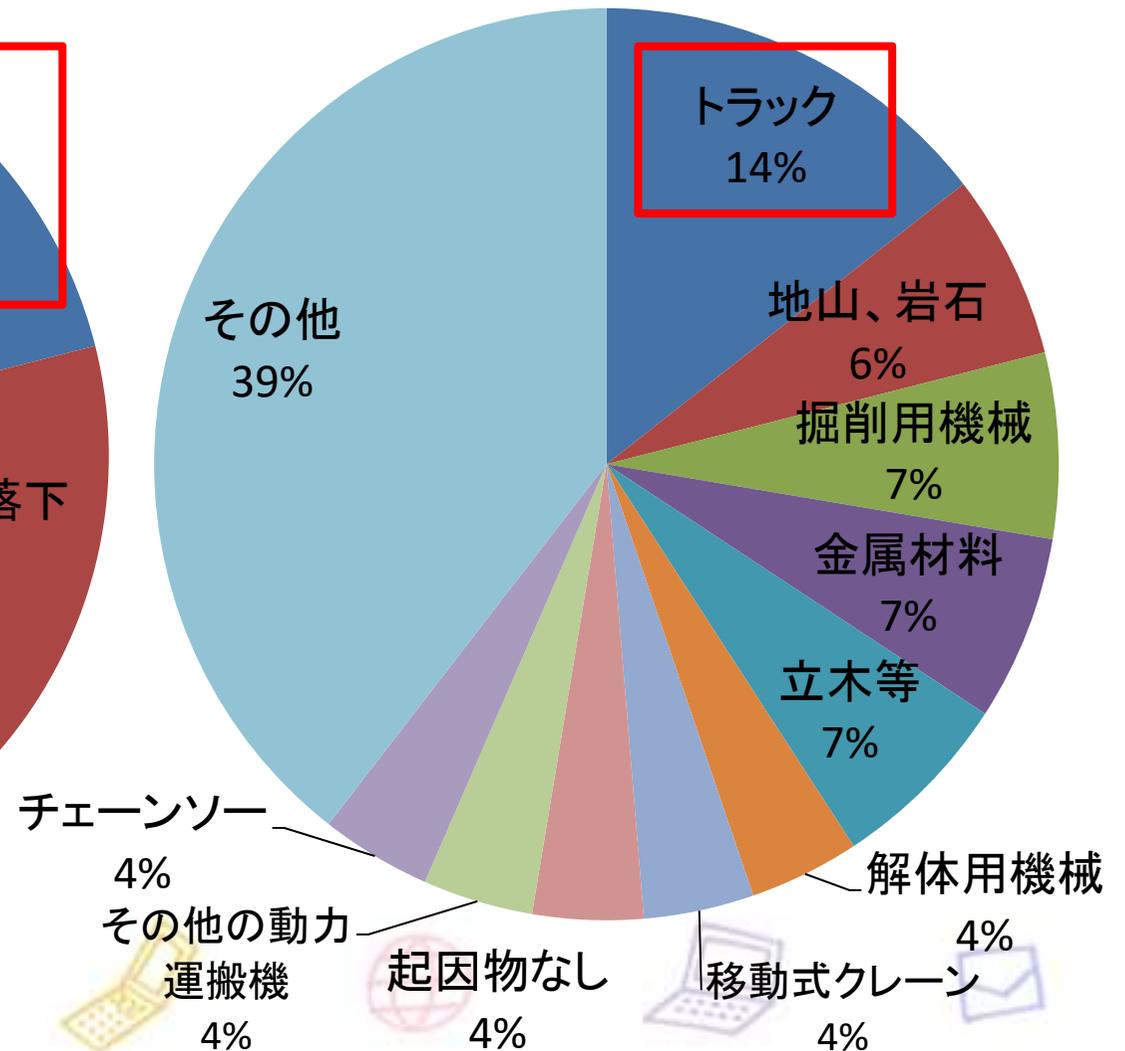


青梅署管内における土木工事業の労働災害発生状況 H25-H29

事故の型別



起因物別



平成29年死傷災害発生状況（確定値）

H29青梅署管内労働災害発生状況

青梅署12次防目標値→

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 342 | 329 | 316 | 303 | 290 |

| 死傷 災害発生状況(確定値) | |
|----------------|-------|
| 現在 | 316 件 |
| 前年同期 | 332 件 |

| 死亡 災害発生状況(確定値) | |
|----------------|-----|
| 現在 | 1 件 |
| 前年同期 | 6 件 |

| 青梅署12次防(5年目)目標値 | |
|-------------------|----------------------|
| 死傷(4日以上) (前年比) | 290 件以内 (-12.65%) |
| 死亡 | 0 件以内 |

達成率(死傷) **316件/290件** 超過
(確定値) (9%)

達成率(死亡) **1件/0件** 超過
(確定値) (100%)

増減率(%) -4.8 %

増減率(%) -83.3 %

| 月別目標及び実績 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (5年目)実績(月別)→ | 35 | 59 | 88 | 122 | 146 | 169 | 203 | 225 | 243 | 277 | 301 | 316 |
| 前年実績(月別速報値)→ | 34 | 69 | 91 | 117 | 141 | 171 | 200 | 230 | 260 | 282 | 309 | 332 |
| 署12次防(5年目)目標値(月別)→ | 25 | 49 | 74 | 98 | 123 | 147 | 172 | 196 | 221 | 245 | 270 | 290 |

平成29年 死傷災害発生状況（確定値）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

| | 製造業 | 建設業 | * 土木工 業 | * 建築工 業 | 木造家屋 建築工 業 | * その他 建設業 | 運輸交通 業 | * 道路貨物 運送業 | 貨物取扱 業 | 商業 | * 卸小売業 | 保健衛生 業 | 接客娯楽 業 | * 飲食店 | 清掃と畜 業 | * ビルメン 業 | その他 の三次産 業 | * 金融業 | * 警備業 | その他 (一次産 業) | 署計 |
|---------|-------|-------|---------------|---------------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------------|------------------|----------|----------|-------------------|--------|
| 青梅 | 59 | 35 | 17 | 15 | 3 | 3 | 46 | 42 | 2 | 51 | 47 | 49 | 22 | 15 | 12 | 1 | 30 | 4 | 4 | 10 | 316 |
| 増減率(%) | -9.2 | -27.1 | -10.5 | -46.4 | -25.0 | 200.0 | 9.5 | 23.5 | -60.0 | -1.9 | 2.2 | 19.5 | -8.3 | 66.7 | 50.0 | -75.0 | -16.7 | 400.0 | 0.0 | -9.1 | -4.8 |
| 全業種中の割合 | 18.7% | 11.1% | 5.4% | 4.7% | 0.9% | 0.9% | 14.6% | 13.3% | 0.6% | 16.1% | 14.9% | 15.5% | 7.0% | 4.7% | 3.8% | 0.3% | 9.5% | 1.3% | 1.3% | 3.2% | 100.0% |

(注1) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成29年 死亡災害発生状況（確定値）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

| | 製造業 | 建設業 | * 土木工 業 | * 建築工 業 | 木造家屋 建築工 業 | * その他 建設業 | 運輸交通 業 | * 道路貨物 運送業 | 貨物取扱 業 | 商業 | * 卸小売業 | 保健衛生 業 | 接客娯楽 業 | * 飲食店 | 清掃と畜 業 | * ビルメン 業 | その他 の三次産 業 | * 金融業 | * 警備業 | その他 (鉱業、 農林業、 畜産、 水産業) | 署計 |
|---------|-----|-----|---------------|---------------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------|----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------------|------------------|----------|----------|------------------------------------|------|
| 青梅 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 全業種中の割合 | - | - | - | - | - | - | 100% | 100% | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 100% |

(注) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

平成30年死傷災害発生状況（速報値）

H30青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
 青梅署13次防目標値→

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 311 | 305 | 300 | 295 | 290 |
|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | |
|---------------------|------------|---|
| 死傷 災害発生状況(10月31日現在) | | |
| 現在 | 265 | 件 |
| 前年同期 | 227 | 件 |

| | | |
|---------------------|----------|---|
| 死亡 災害発生状況(10月31日現在) | | |
| 現在 | 0 | 件 |
| 前年同期 | 0 | 件 |

| | | |
|-----------------|------------|-----|
| 青梅署13次防(1年目)目標値 | | |
| 死傷(4日以上) | 311 | 件以内 |
| (前年比) | (-1.58%) | |
| 死亡 | 0 | 件以内 |

増減率(%) **16.7** %

増減率(%) **-** %

10月度 達成率(死傷) **265件/255件 (3.9%) 超過**
 達成率(死亡) **0件/0件 (0%) 目標内**

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 月別目標及び実績 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| (1年目)実績(月別速報値)→ | 41 | 71 | 103 | 131 | 158 | 180 | 204 | 232 | 256 | 265 | | |
| 前年実績(月別確定値)→ | 35 | 59 | 88 | 122 | 146 | 169 | 203 | 225 | 243 | 277 | 301 | 316 |
| 署13次防(1年目)目標値(月別)→ | 26 | 51 | 77 | 102 | 128 | 153 | 179 | 204 | 230 | 255 | 281 | 311 |

平成30年 死傷災害発生状況（平成30年10月末日現在）

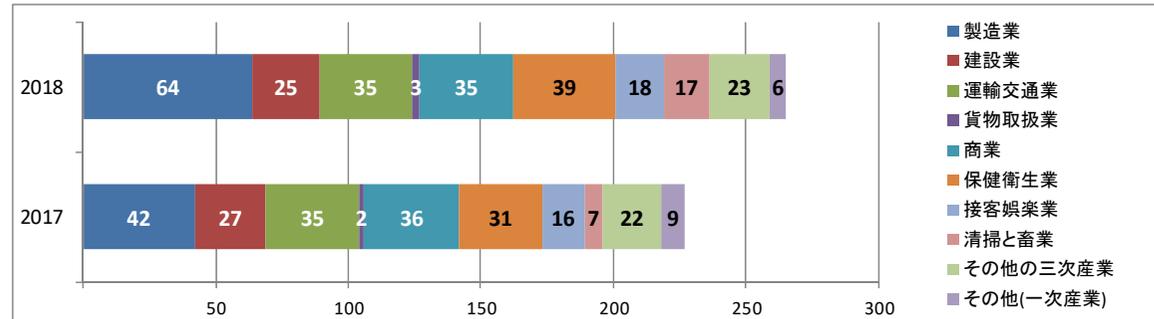
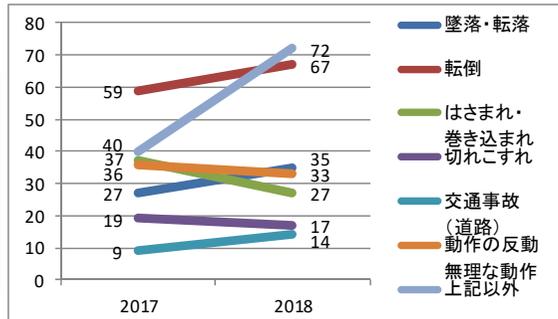
その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

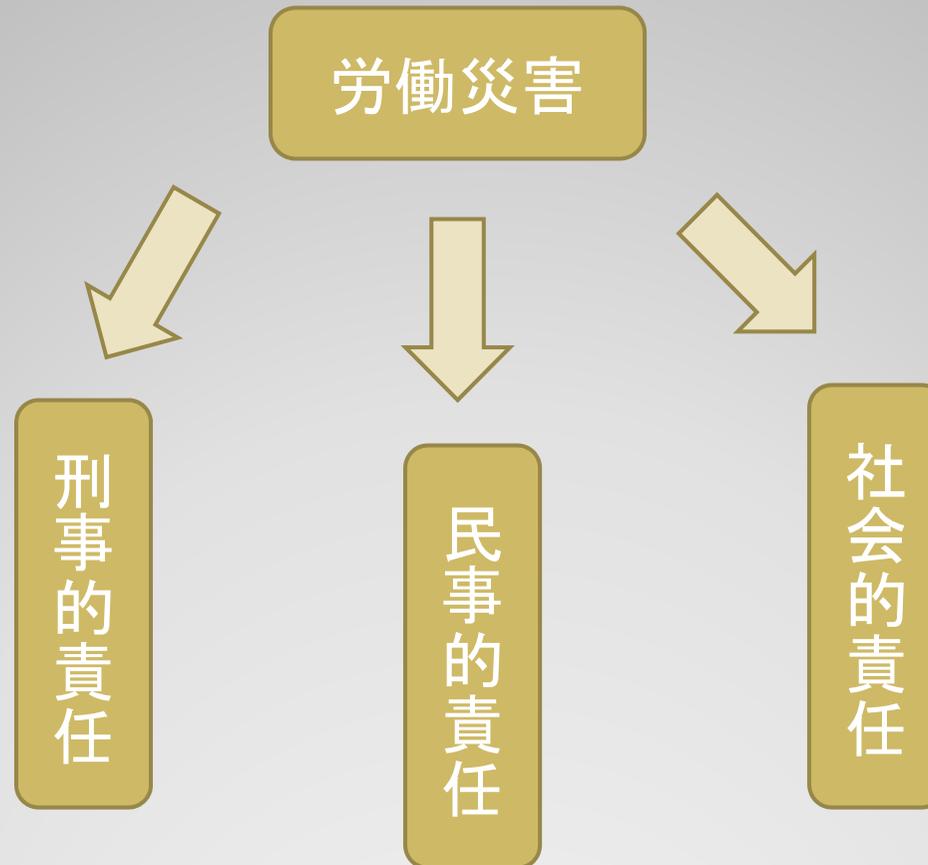
| | 製造業 | 建設業 | * 土木工事業 | * 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | * その他の建設業 | 運輸交通業 | * 道路貨物運送業 | 貨物取扱業 | 商業 | * 卸小売業 | 保健衛生業 | 接客娯楽業 | * 飲食店 | 清掃と畜業 | * ビルメン業 | その他の三次産業 | * 金融業 | * 警備業 | その他(一次産業) | 署計 |
|---------|-------------|------|---------|-------------|--------------|-----------|-------|-----------|-------------|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------|--------|-------|-----------|-------------|
| 青梅 | 64 | 25 | 5 | 17 | 6 | 3 | 35 | 28 | 3 | 35 | 27 | 39 | 18 | 14 | 17 | 3 | 23 | | 3 | 6 | 265 |
| 増減率(%) | 52.4 | -7.4 | -66.7 | 88.9 | 500.0 | 0.0 | 0.0 | -12.5 | 50.0 | -2.8 | -15.6 | 25.8 | 12.5 | 55.6 | 142.9 | 200.0 | 4.5 | -100.0 | 0.0 | -33.3 | 16.7 |
| 全業種中の割合 | 24.2% | 9.4% | 1.9% | 6.4% | 2.3% | 1.1% | 13.2% | 10.6% | 1.1% | 13.2% | 10.2% | 14.7% | 6.8% | 5.3% | 6.4% | 1.1% | 8.7% | 0.0% | 1.1% | 2.3% | 100.0% |

(注1) 上段は本年10月末日現在（速報値）
 下段は前年同期（速報値）

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。



労働災害に伴う企業責任



刑事的責任

警察署

刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する」

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険《以下略》」

刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）
による危険

《以下略》」

労働安全衛生法第117条 特定機械の製造許可違反ほか

－1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

労働安全衛生法第119条 事業者の講ずべき措置等に関する違反ほか

－6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

労働安全衛生法第120条 衛生管理者選任義務違反ほか

－50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定

「～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、
各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第26条 事業者の措置義務違反

「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条(25条の2)第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を
守らなければならない。」

労働安全衛生法第120条 危険等防止措置義務違反ほか —50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定

「～第120条の違反行為をしたときは～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

労働基準監督署と警察署の相違点

- ① 労働安全衛生法上の措置義務違反は故意犯であるのに対し、業務上過失致死傷罪は過失犯であること
- ② 労働安全衛生法上の措置義務違反は死傷の結果の発生を必要としないが、業務上過失致死傷罪は死傷の結果が発生していることが必要であること



労働基準監督署の行政指導に従わず、措置義務違反を繰り返すなどの場合には、災害の発生を伴わなくても刑事責任を問われる場合がある

送検と検察官による事件処理

労働基準監督署・警察署

捜査を尽くした段階で検察官に送致

検察官

刑事事件として訴追するか否かを判断

- ・ 起 訴：犯罪を認定すべき証拠があり訴追が必要であると判断した場合には、裁判所に対し公訴を提起
- ・ 不起訴：事件が有罪とは認められない場合

(罪とならず 嫌疑なし 嫌疑不十分)

有罪とは認められても起訴するには及ばないと
判断された場合

(起訴猶予)

起訴猶予処分するに際し検察官が考慮する事項

(1) 被告人自身に関する事項

- ① 被告人の性格
- ② 被告人が普段から仕事熱心であること
- ③ 学歴、知識程度
- ④ 経歴
- ⑤ 前科前歴の有無

(2) 犯罪自体に関する事項

- ① 犯罪の軽重
- ② 犯罪の情状

(3) 犯罪後の情状

- ① 改心の有無
- ② 謝罪や被害回復の努力
- ③ 被害弁償、示談、被害感情等の状況

業務上過失致死傷罪と労働安全衛生法規違反

労働基準法や労働安全衛生法その他安全・衛生に関する規則は、これに違反したことが直接的に過失（結果の予見可能性がある）となるものではないが、実際の裁判ではこれらの違反があるときに予見可能性を否定した事例はほとんどない。

これら安全衛生法規の違反の有無は、結論に直ちに影響すると考えておくべき。

民事的責任

労災保険：

療養補償給付（治療費等）

休業補償給付（休業中の所得保障。休業補償給付は給付基礎日額の60%、特別支給金20%）

障害補償給付（後遺障害に対する所得損失補填）

◆労災保険と損害賠償請求

労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法上の災害補償責任を負うが、労災保険による給付が行われる場合は、補償の責を免れ、**同一の事由については支払われた価額の限度において民法による損害賠償の責をも免れる**（労基法第84条）。

慰謝料、療養に係る親族等の所得損失、休業補償にかかる差額などは、労災保険の給付対象とならない



民事損害賠償請求

賠償責任の根拠

(1) 債務不履行責任（民法第415条）～安全配慮義務

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったときも、同様とする。

➡ 労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(2) 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

労働契約法とは

個別の労働関係紛争を解決するための労働契約に関する民事的なルールにつき体系的な成文法は存在せず、判例が蓄積されて形成された判例法理を当てはめて判断していた



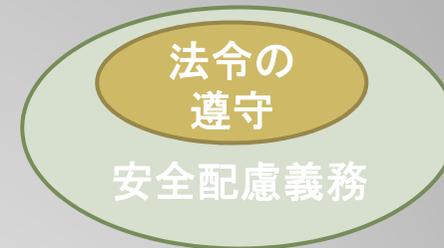
平成20年3月1日 労働契約法の施行

労働契約に関する民事的なルールを一つの体系にまとめ、労働契約における権利義務関係を確定させる法的根拠を示す

安全配慮義務の範囲

1 労働安全衛生法を守っていれば安全配慮義務を尽くしたことになるか？

労働安全衛生法：労働災害防止の中でも最も重要なもののみ刑事罰を背景にその遵守を事業主に強制しているもの



安全配慮義務：「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するよう配慮を尽くして労働させるべき義務」であって、労働安全衛生法で定める最低限の義務の周辺にあって、労働災害発生の危険のあるものについて、事業主に防止義務を求めるもの。

2 安全教育をしない場合の過失相殺は？

労働災害における過失相殺で、労働者の過失割合が高いと評価されるのは、当該労働者がかなりの経験者であるとか、十分に危険性を認識しているといった場合である。

それでは、労働者に経験者になってもらい、危険性を認識してもらうためにはどうすればよいかと言えば、使用者において指導・教育を行うことになる。

また、命綱を着けずに作業を行い転落して死亡したという場合において、使用者が注意しようがしまいが、黙認しようがしまいが、原則として過失割合は同じかという点、多くの裁判例においては、使用者が命綱を備え付けていたのか否か、命綱を着けて作業するよう注意していたのか否かと言ったことが指摘され、これらのことが過失割合に考慮されている。

3 使用者の黙認はどう評価されるのか？

安全教育をしても、教育した事項を労働者が守らず、不安全行動を取っているのを知りながら作業をさせた場合には、その不安全行動を「黙認」した、即ち教育したことを守らなくても良いと暗黙のうちに認めたと言うことになりかねない。

この意味において、「黙認」行為は、それまでの苦労を水の泡にする危険を包含するものであり、使用者においては特に注意すべき事項である。

安全配慮義務の徹底のためには

- (1) 安全衛生関係法令の遵守
- (2) 安全衛生教育の徹底と記録の保存
- (3) 作業指示の明確化と指示内容の記録
(作業手順書の作成と遵守)
- (4) リスクアセスメントの実施と記録の保存
- (5) その他

高額化する損害賠償請求

被災者

夫（35歳） 年収500万円

被災者家族

妻（35歳） 子供2人（8歳、6歳）

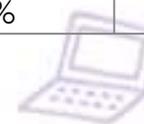
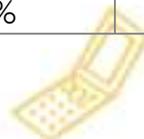
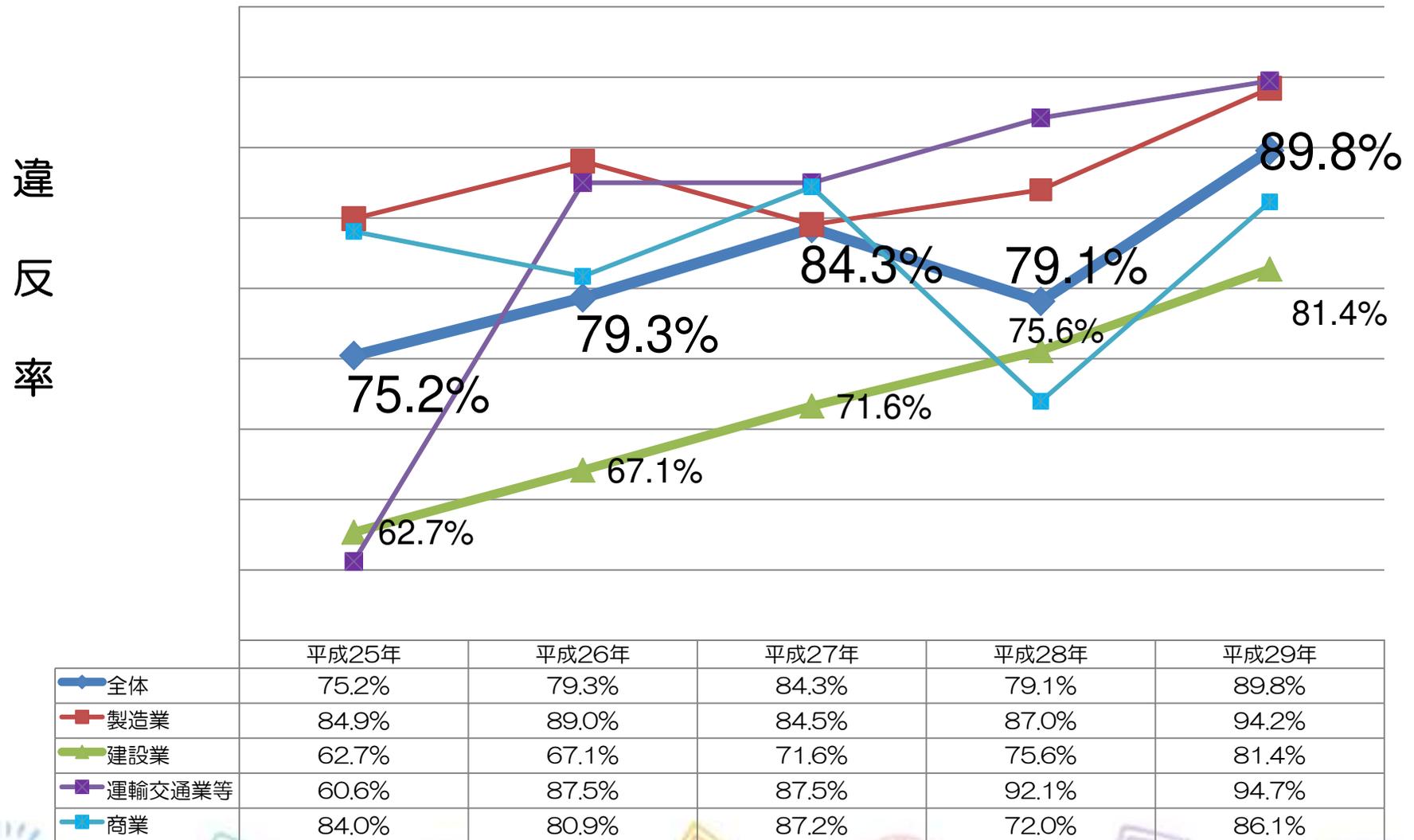
| 費目 | 金額 | 命の値段 |
|------|---|---|
| 逸失利益 | $\text{年収}500\text{万円} \times (1 - \text{生活費控除}30\%) \times 15.803$ = 5,531万円 |  8,281万円 |
| 葬祭費用 | 130~170万円 | |
| 慰謝料 | 2,000~3,000万円 | |

逸失利益**5,531万円**＋葬祭費用**150万円**＋慰謝料**2,600万円**＝**8,281万円**

被災者は一家の大黒柱。被災者の過失はないものとして算出。

訴訟提起されてしまった場合、さらに高額な弁護士費用の負担も発生します。

最近の労働法の違反率の推移



労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
 - ・ 危険防止措置や健康障害防止措置
 - ・ 健康保持増進措置
 - ・ リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

6. その他

- 労働基準監督官等による監督等

事業者の講ずべき措置と労働者の遵守義務

安衛法第20条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

安衛法第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

安衛法第26条

労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(罰則 安衛法第120条第1号、第122条)



安全衛生管理の基本対策

- 安全衛生管理体制の構築
- 作業環境管理
- 作業管理
- 健康管理
- 安全衛生教育
- 労働安全衛生マネジメントシステム
 - リスクアセスメント



安衛法のそれぞれの立場における規定

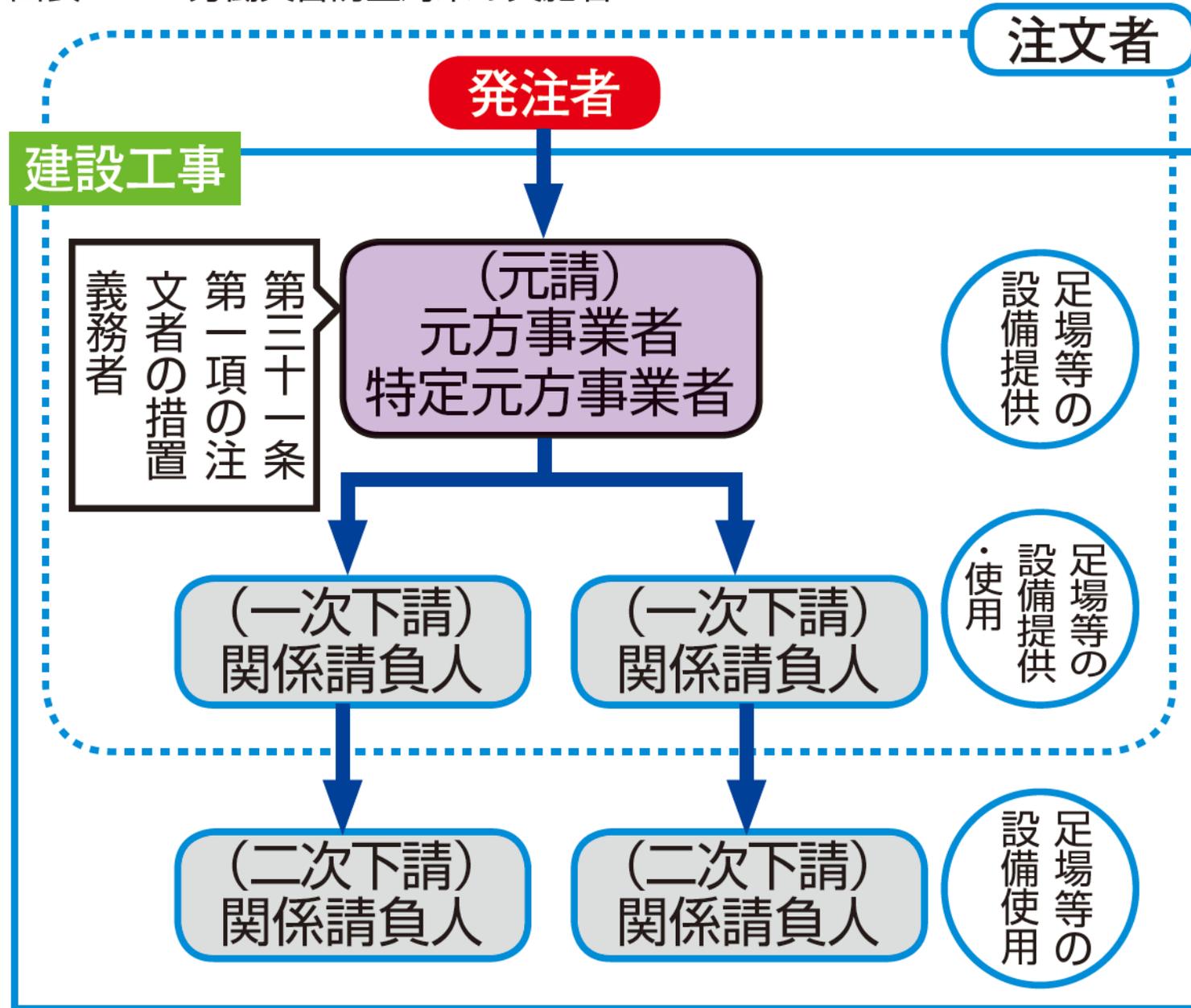
図表 1-4 労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

| | | | |
|---------|---|------------------------------------|----------------------|
| 事業者 | 機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条) | 危険時退避措置 (第25条) | 定期自主検査 (第45条) |
| | 作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第21条) | 救護措置 (第25条の2) | 就業制限 (第61条) |
| | 健康障害防止措置 (第22条) | 雇入れ時教育 (第59条第1項) | 作業環境測定 (第65条) |
| | 作業場の衛生環境整備 (第23条) | 特別教育 (第59条第3項) | 一般健康診断 (第66条第1項) |
| | 作業行動から生じる危険防止措置 (第24条) | 職長等教育 (第60条) | 特殊健康診断 (第66条第2項) |
| 元方事業者 | 関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第29条) | 危険な場所における危険防止措置 (第29条の2) | 危険時退避措置 (第30条の3) |
| 特定元方事業者 | 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第30条) | | |
| 注文者 | 建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第31条) | 特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第31条の3) | 違法な指示の禁止 (第31条の4) |

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）」より



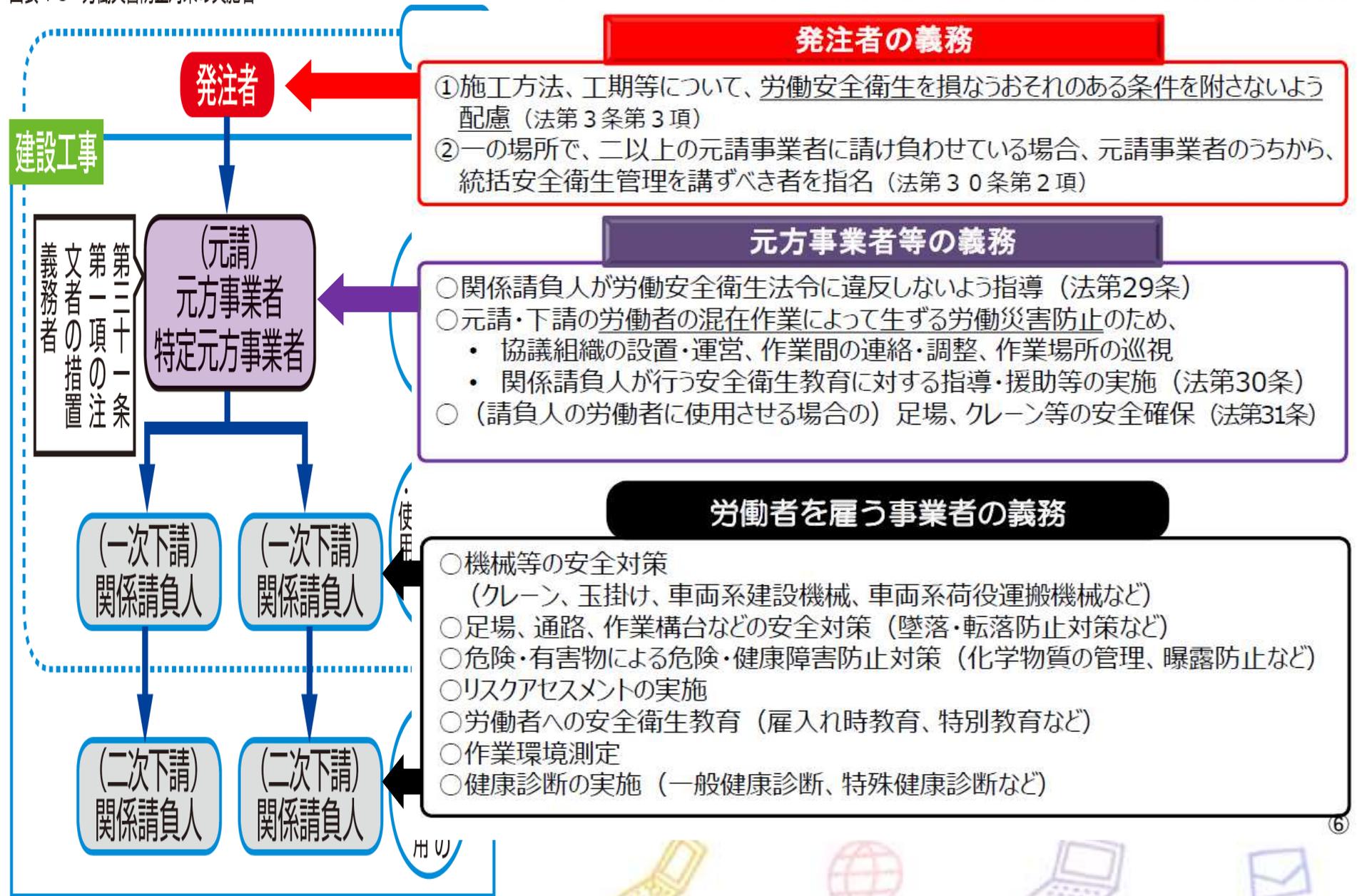
図表 1-3 労働災害防止対策の実施者



出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について
(平成 26 年 10 月)』より (一部改編)



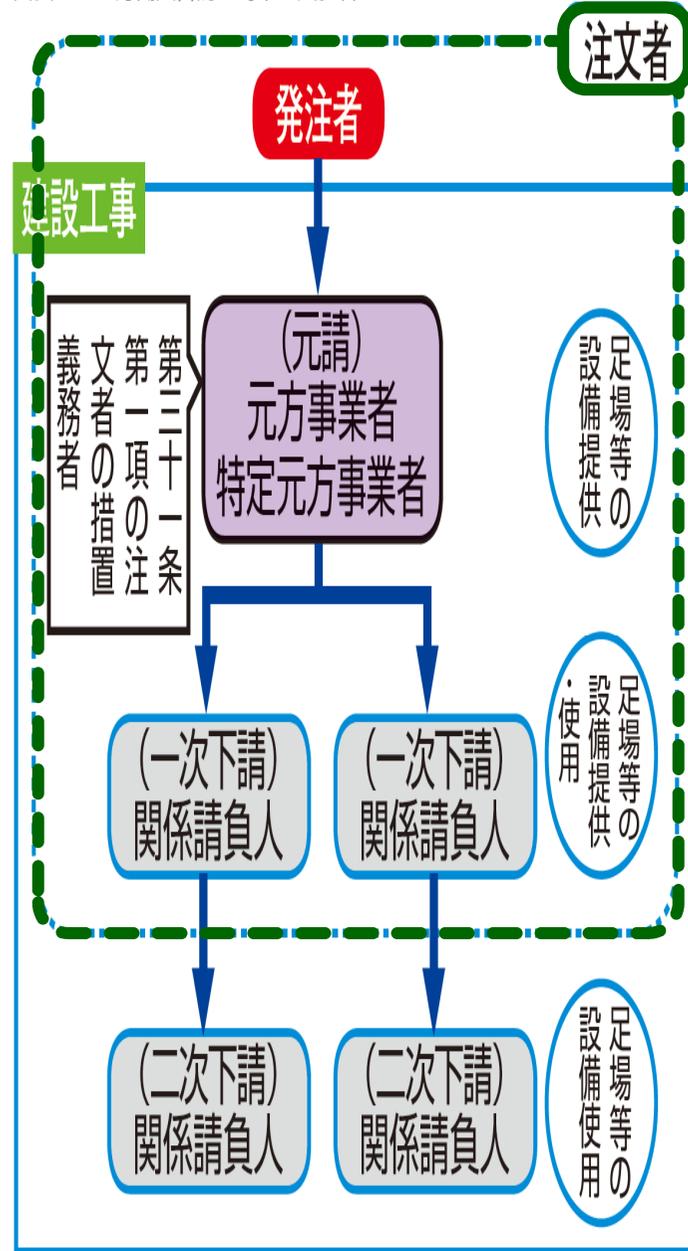
図表 1-3 労働災害防止対策の実施者



出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）より」（一部改編）



図表 1-3 労働災害防止対策の実施者



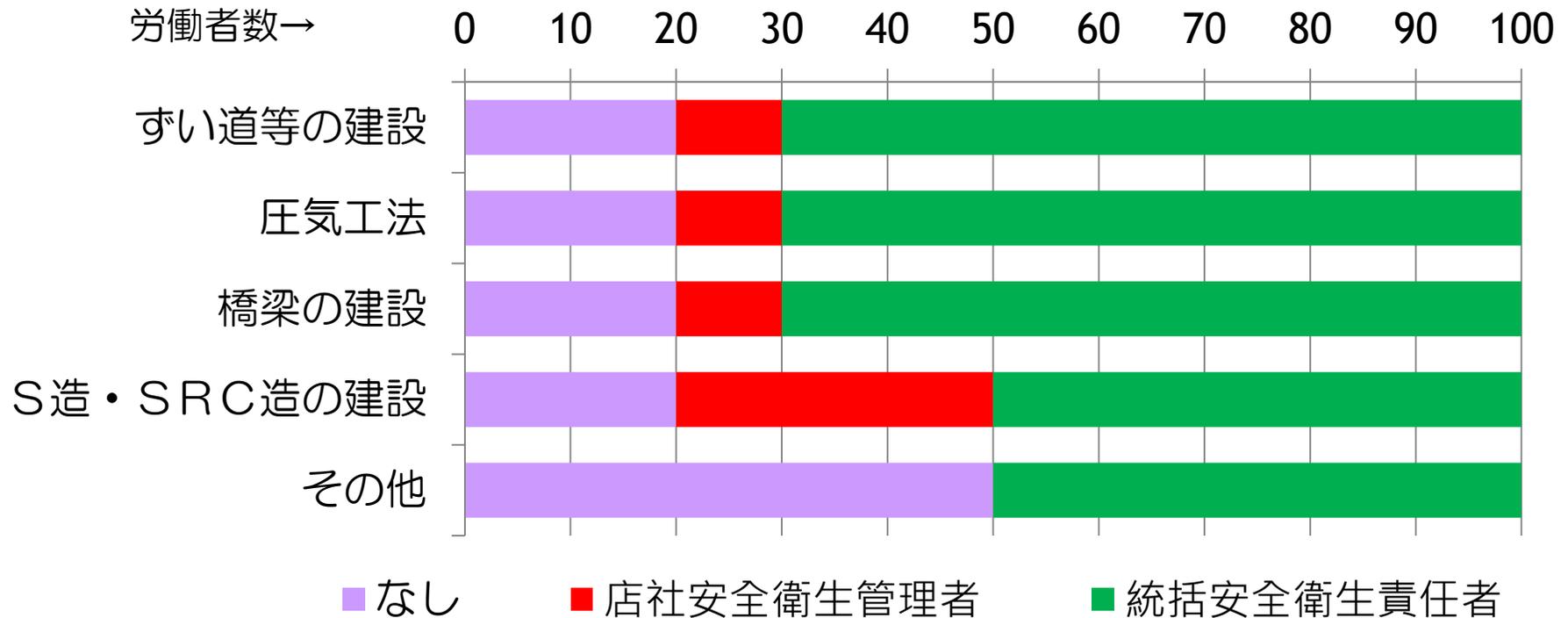
違法な指示の禁止

(法31条の4)

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

※違法行為と認識していながら指示すること

工事の種類及び規模別の管理体制



必要資格

- 統括安全衛生責任者 → 現場の統括管理権限および責任を有する者
- 店社安全衛生管理者 → 大学等卒業後、建設工事の施工における安全衛生実務に3年以上従事した者 ほか

① 統括安全衛生責任者の選任義務がある場合は、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要

注文者の講ずべき措置（法31条）

- 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、「建設物等」を、当該仕事を行う場所においてその請負人（後次のすべて）の労働者に使用させるときは、当該「建設物等」について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。



注文者の講ずべき措置（法31条） 2

- ここでいう**注文者**とは、「仕事を発注する者」で、必ずしも、最先次の請負契約の注文者である「**特定元方事業者**」だけではなく、
 - ① 特定事業(建設業その他政令で定める業種に属する事業)の仕事を自ら行う注文者で、
 - ② 当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、その**関係請負人であっても、安衛法第31条の注文者として規制を受けることとなります**（安衛則第655条など）。



特定元方事業者等の講ずべき措置 (法30条)

(統括安全衛生責任者 (法15条))

- 統括安全衛生責任者を選任しなくても下記の事項について統括管理を行う必要があります

関係請負人及びその労働者が、仕事に関し、安全衛生法の規定に違反しないよう必要な指導、指示を行うこと。

- ① 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- ② 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- ③ 作業場所を巡視すること。
- ④ 協力業者（関係請負人）が行う安全衛生教育に対する指導、援助を行うこと。
- ⑤ 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、その機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- ⑥ その他労働災害を防止するため必要な事項。

(作業場所の巡視)

労働安全衛生規則 第637条

特定元方事業者は、法第30条第1項第3号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。

- 2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行なう巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。



請負人の講ずべき措置等（法32条）

- 安全衛生責任者を選任しなくても。
 - 労働安全衛生法第30条第1項等の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
 - 労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、**必要な事項を守らなければならない。**
 - 請負人及びその労働者は、特定元方事業者等、注文者又は請負人が規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- とされています。



建設現場における安全管理

1. 安全衛生管理計画の作成
2. 過度の重層請負の改善
3. 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
4. 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等
5. 作業手順書の作成
6. 協議組織の設置・運営
7. 作業間の連絡及び調整
8. 作業場所の巡視
→毎作業日に少なくとも1回（安衛則637条）
9. 新規入場者教育
→関係請負人に行なわせるよう指導する
10. 新たに作業を行う関係請負人に対する措置
11. 作業開始前の安全衛生打合せ
12. 安全施工サイクル活動の実施
13. 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業死亡災害発生状況（東京）



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

請負代金内訳書に明示する経費（例）

- [1]誘導員を配置させる場合の費用
- [2]店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- [3]元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- [4]元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

など

労働安全衛生法では、“元請負人及び下請負人に労働災害防止対策”を義務付けており、それに必要とする経費は、元請負人の負担が義務付けられています。



安全衛生経費とは



【1】安全衛生経費とは

建設業では、発注者から元請負人、一次、二次下請負人等、その雇用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害を防止するためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う下請負人だけでなく、それ以外の発注者や元請負人にも安全に対する理解と対策の実施が重要です。

安全衛生経費にどのようなものが含まれるのかを「安全衛生経費ガイドブック作成委員会」において検討した結果、本ガイドブックにおいては安全衛生経費を元請負人及び下請負人の労働災害防止対策等に係る費用としました。また、その細目については『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書（平成25年3月建設業労働災害防止協会）を参考に以下のようにまとめました。

図表 1-1 「安全衛生経費」の考え方 <安全衛生管理に必要な費用区分>

| 費用区分 | 主な内容 | 細目 | |
|-------|--------------------|--|---|
| 直接工事費 | 足場 | ・特種足場、単管足場、吊足場等 | |
| | 工事的目的の施工に直接必要な安全設備 | ・型枠支保工、橋梁架設等支保工 | |
| 間接工事費 | 土留め | ・仮締り切り（シートパイル、鋼杭橋矢板、連壁） | |
| | 土留めの支保工 | ・切梁、覆板（裏込めコンクリート） | |
| | 作業機台 | ・乗入機台、荷役機台、作業機台 | |
| | 安全費 | 講習費用 | ・建設物調査試験費 |
| | | 交通規制に要する費用 | ・ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転板、規制表示看板・お断り看板 |
| | | 監視連絡等に要する費用 | ・列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置 |
| | 安全管理等に要する費用 | ・安全意識、注意喚起 | ・各種注意看板標識、安全掲示板 |
| | 共通仮設費 | 保護具類 | ・ヘルメット、保護メガネ、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防護手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣 |
| | | 安全施設等に要する費用 | ・手摺、開口障害生、欄干、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、巻網、建設工事用エレベーター部隔り場ゲート |
| | | | ・各所点検通路（支保工上他）、安全通路、揚重用吊具（ワイヤ、クランプ他） |
| 仮設費 | | 作業床に関する設備 | ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 |
| | | 安全施設等に要する費用 | ・仮囲い（方格板、フラットパネル、シートゲート他）、建設工事落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート |
| | | 警報設備 | ・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜水）、ベル、サイレン等警報装置（すい道） |
| 監視費 | | 避難用設備 | ・風力計、雨量計、集塵系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計 |
| | 作業環境 | ・遊離汚濁灯、発塵時の遮断器、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等） | |
| 現場管理費 | その他 | ・換気設備、空気清浄設備（潜水）、ガス抜き等の措置（すい道）、各種環境測定器（作業濃度他） | |
| | その他 | ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具、熱中症対策設備 | |
| 現場管理費 | 疾病・衛生対策費 | ・坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道 | |
| | 安全訓練研修等に要する費用 | ・火災防止 | |
| | その他 | ・消火器、防炎シート | |
| | その他 | ・重機移動用敷き鉄板 | |
| | 倉庫、材料保管等に要する費用 | ・火薬庫など | |
| | その他 | ・健康診断（一般・特殊健診） | |
| | 安全訓練研修等に要する費用 | ・特別教育、各種資格取得のための講習受検費用 | |
| | | ・避難、救済、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT | |

※費用区分は国土交通省：土木請負工事費積算要領による
 ※細目は実行予算に計上している費目を註上
 出所：建設業労働災害防止協会『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書
 -平成25年3月-より（一部改編）

安全衛生教育の実施

労働者の雇用主が実施

- 労働安全衛生法
第四章 安全衛生教育
 - 第35条 (雇入れ時等の教育)
 - 第36～39条 (特別教育関係)
 - 第40条 (職長等の教育)
- その他
 - 能力向上教育
 - 特別教育に準じた教育
など

新規入場者教育

元方事業者が実施

関係請負人に伝える事項

- 工事の概要と作業場の方針
- 作業場内の危険箇所と立入禁止区域
- 担当する作業内容と安全対策
(作業手順と災害事例)
- 作業所の規則 (ルール)
- 作業所の安全衛生関係行事など
- 避難に関する事項

職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

- 平成29年2月に「建設業に就事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。
- 東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。
- 現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

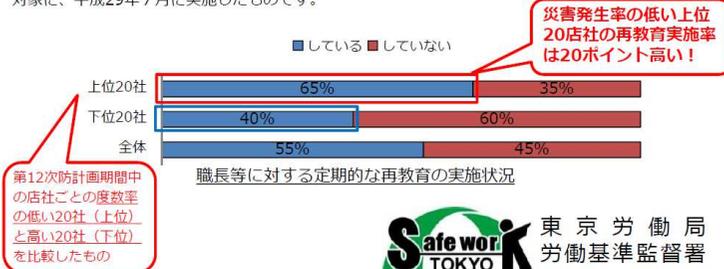


教育カリキュラム及び対象者

| 教育カリキュラム | | 対象者 |
|---------------------------------|------|---|
| 科目 | 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後 ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき |
| 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること | 120分 | |
| 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること | 60分 | |
| 危険性又は有害性等の調査等に関すること | 30分 | |
| グループ演習 | 130分 | 講習時間 5時間40分 平成29年2月20日付け 基発第0220第4号 |

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果(抄)

アンケートは、①第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、②建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



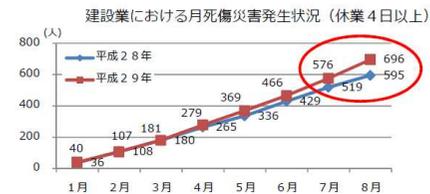
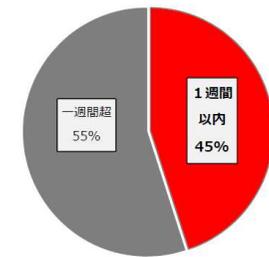
現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう

- 建設業における労働災害が急増しています。
- 平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。
- 現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場特有のリスクについて「高所作業箇所」「進入禁止箇所」など
- ・ 現場ルールについて「危険予知活動」「ヒヤリハット運動」「一声かけあい運動」など
- ・ 基本的な安全意識について「近道・省略行動」の禁止「危険感受性の向上」など

教育項目は一例です。現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい!



安全標識用語代表例

- Anzen Hyōshiki yōgo daihyōrei
- Ejemplos típicos de señalizaciones de seguridad
- 代表性的安全標語口號

職場内の危険への
対処の基本



たちいりきんし
立入禁止

- Tachiiri kinshi
- Prohibido la entrada
- 禁止进入



危険
立入禁止
DANGER
DO NOT ENTER

つうこうきんし
通行禁止

- Tsūkō kinshi
- Prohibido pasar
- 禁止通行



通行禁止
DO NOT ENTER

しやうきんし
使用禁止

- Shiyō kinshi
- Prohibido el uso
- 禁止使用



使用禁止
DO NOT USE

すじょうちゆうい
頭上注意

- Zujō chūi
- Cuidado arriba
- 小心头上



頭上注意
WATCH YOUR HEAD

かきげんきん
火気厳禁

- Kaki genkin
- Prohibido fumar y encender fuego
- 严禁烟火



危険
火気厳禁
DANGER
FIRE PROHIBITED

NHỮNG ĐIỀU MÀ CÁC CÔNG NHÂN LÀM VIỆC TẠI CÔNG TRƯỜNG CẦN

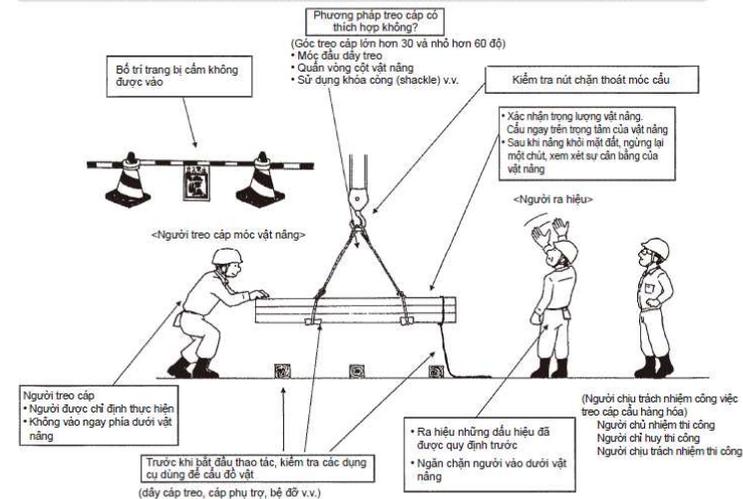
THAO TÁC TREO CÁP CẦU HÀNG HÓA

Người treo cáp, người tháo gỡ, người ra hiệu

Bạn có phải là người có chứng chỉ “người treo cáp” không?

Treo cáp cho cần cầu có sức nặng trên hoặc bằng 1 tấn <người học xong lớp học kỹ năng về treo cáp>
Treo cáp cho cần cầu có sức nặng dưới 1 tấn <người học xong khóa đặc huấn về treo cáp>

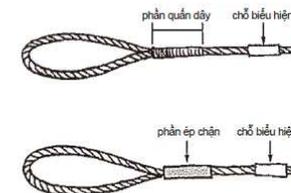
Nhất định phải xác nhận với Tổ trưởng hoặc người phụ trách công việc treo cáp cầu hàng hóa rằng nhiệm vụ của mình là gì



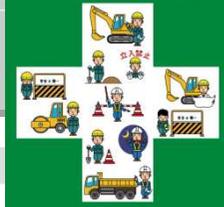
<<Bảo hiệu đã kiểm tra cáp treo>>

- Biển bảo làm bằng nhựa cách điện.
- Nếu thay đổi biển báo, tháo biển của tháng trước, sau đó gắn biển tháng này.

| Tháng | Màu biểu hiện |
|-------------------|---------------|
| Tháng 1, 4, 7, 10 | Màu xanh |
| Tháng 2, 5, 8, 11 | Màu vàng |
| Tháng 3, 6, 9, 12 | Màu đỏ |



建設作業員の安全



ベトナム建設人材育成推進協議会

建設現場における安全管理

5. 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

リスクアセスメントの実施による作業手順書の作成

化学物質にかかるリスクアセスメントの義務化

※作業手順どおり作業が行えるのか→

7作業間の連絡調整の徹底→手順の変更



労働安全衛生法 第28条の2

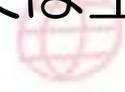
- 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければならない(努力義務)。

リスクアセスメントの実施時期

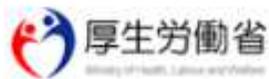
労働安全衛生規則第24条の11

危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 前三号に掲げるもののほか、業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。



詳しくは



職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

→ HOME → お問い合わせ → サイトマップ 文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

免許・技能講習

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

支援システムの操作(使用)方法
(建設業・製造業等)

マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

製造業、サービス業、運輸業

建設業

キュービクル
設置作業

基礎工事
(ケーシング引き
抜き作業)

基礎梁・
耐圧盤配筋作業

フラットデッキ作業

屋外照明器具
(ボール式)取付け作

マトリクスを用いた方法
(すべての作業・業種)
「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見送り対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見送る方法です。

工種別のリスクアセスメント



対象の673物質 は・・・



化学物質※を
取扱う事業場の皆さまへ

※令別表 9 に掲げる **663物質** (平成29年3月1日～)
なお、平成30年7月1日から **672物質** となります

リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

- ◆ 事業場における 【 **リスクアセスメントの実施** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **安全データシート（SDS）の提供** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **容器等へのラベル表示** 】



化学物質を取り扱う事業場では・・・

ラベルで アクション 運動実施中

作業前に絵表示を確認！



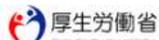
製品が来る **ラベルを見る** **今すぐ安全対策**

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示す**GHS絵表示**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を実施しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。



職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物

ホーム > GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS及び安衛法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。

モデルラベル
モデルSDS 一覧表

安衛法モデルラベル
一覧表

GHS分類結果

検索方法

new 最近掲載した情報につきましては「化学物質(更新情報)」の一覧表もご覧ください。

検索条件を入力し、右側にある検索開始ボタンをクリックしてください。

リセット

化学物質名(日本語)での検索

(**全角文字**で入力してください。検索語の間に全角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コンマ(,)は使用できません)

(例:アクリル アミド)

検索開始

化学物質名(英語)での検索

(**半角アルファベット**で入力してください。検索語の間に半角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コンマ(,)は使用できません)

(例:acrylamide)

検索開始

化学式での検索

(**半角英数字**で入力してください。)

(例:C3H5NOの場合は、C3H5NO)

検索開始

CAS番号での検索

(**半角数字**及びハイフン(-)で入力してください)

(例:79-06-1)

検索開始

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

改正のポイント

- 名称が「安全帯」から「墜落制止用器具」に変わる
- 「フルハーネス型」の着用が義務付けられる
- 「安全衛生特別教育」を受けなければならない

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

| | 安全帯 | → | 墜落制止用器具 |
|---|--------------|----|--------------|
| ① | 胴ベルト型 (一本つり) | ⊖→ | 胴ベルト型 (一本つり) |
| ② | 胴ベルト型 (U字つり) | ×→ | × |
| ③ | ハーネス型 (一本つり) | ⊖→ | ハーネス型 (一本つり) |

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります (安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 (高さが6.75m以下) は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です (安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育 (学科4.5時間、実技1.5時間) を受けなければなりません。

- ▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業 (ロープ高所作業を除く) などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.6

ポイント1

名称が「安全帯」から「墜落制止用器具」に変わる

2022年1月2日以降はワークポジショニング作業を行う際は**墜落制止用器具を「併用」**しなければならない

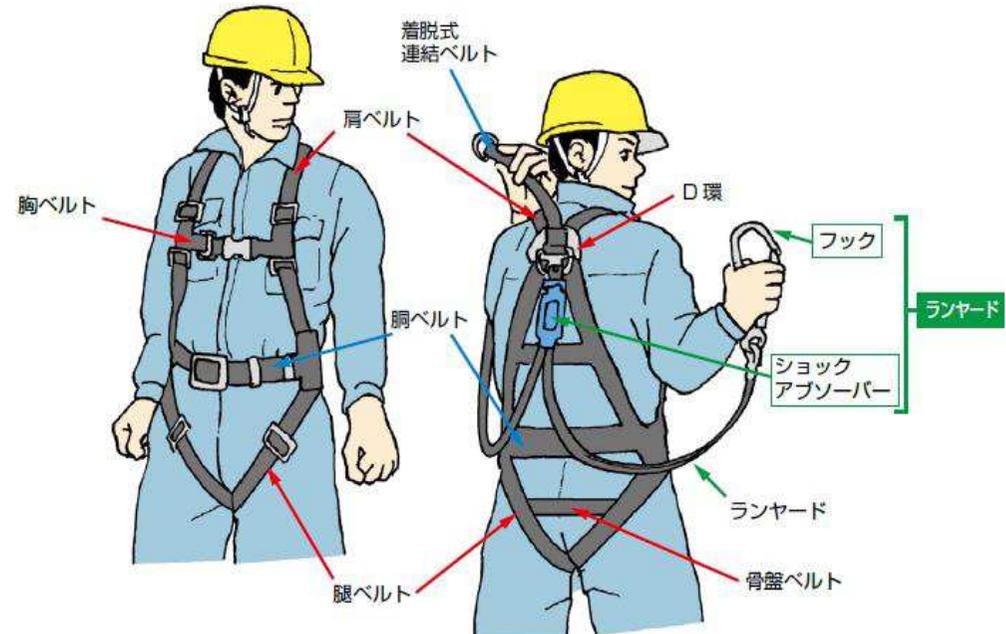
| | 安全帯 | | 墜落制止用器具 |
|---|-------------|----|-------------|
| ① | 胴ベルト型（一本つり） | ○→ | 胴ベルト型（一本つり） |
| ② | 胴ベルト型（U字つり） | ×→ | 認められず |
| ③ | ハーネス型（一本つり） | ○→ | ハーネス型（一本つり） |

改正前 改正後

- 法令用語としては「墜落制止用器具」となるが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型**安全帯**」といった用語を使用することは差し支えない。ただし、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。

「フルハーネス型」の着用が義務付けられる

- 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



要求性能墜落制止用器具の選定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件については・

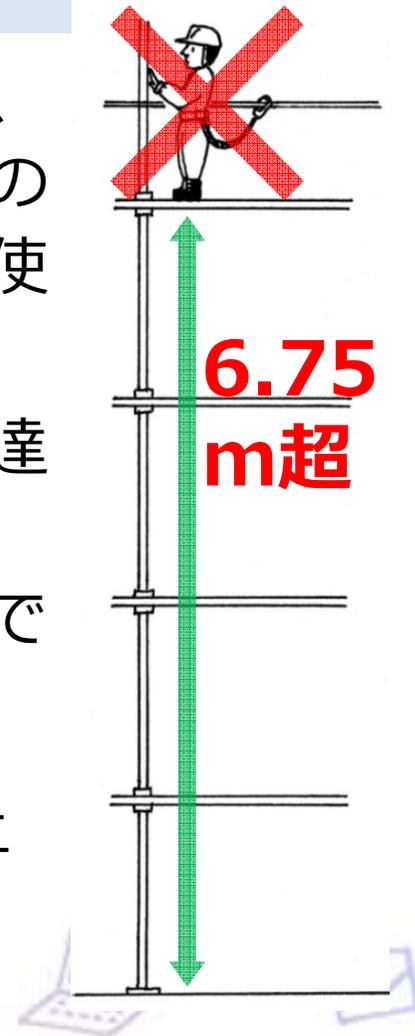
「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する 墜落制止用器具」の選定要件

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。



「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する 墜落制止用器具」の選定要件

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

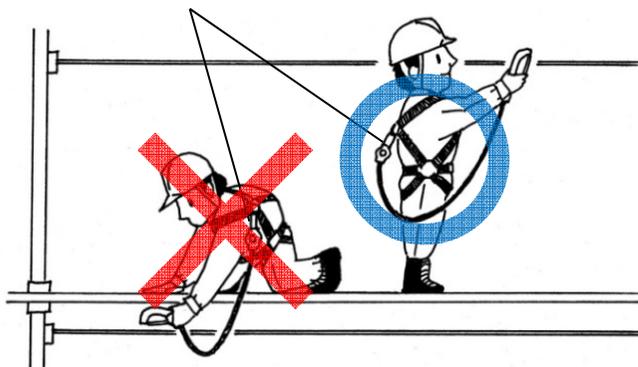


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は**第一種**、足元に掛ける場合は**第二種**を選定します。)

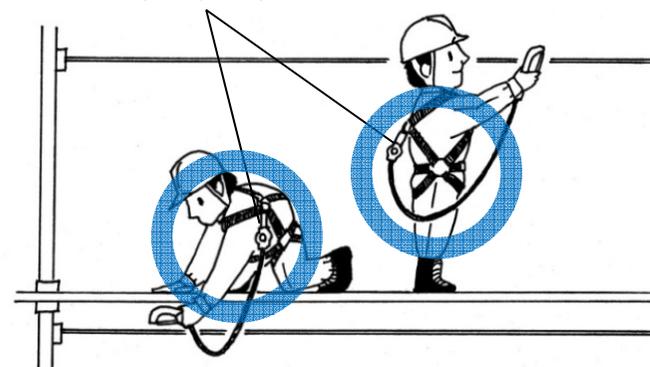
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



「安全衛生特別教育」 を受けなければならない

- 「高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることがが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）」などの業務を行う労働者は特別教育を受ける必要がある。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、I、II、Vを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Iを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、IIIを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

| 学科科目 | 範囲 | 時間 |
|---------------------------------------|--|-------|
| I 作業に関する知識 | ①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法 | 1時間 |
| II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識 | ①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法 | 2時間 |
| III 労働災害の防止に関する知識 | ①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 1時間 |
| IV 関係法令 | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間 |
| 実技科目 | 範囲 | 時間 |
| V 墜落制止用器具の使用法等 | ①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 | 1.5時間 |



経過措置は2022年1月1日まで

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

| | 2018(平成30)年 | | | | 2019(平成31)年 | | | | 2020(平成32)年 | | | | 2021(平成33)年 | | | | 2022(平成34)年 以降 |
|---------------------------------------|-------------------------|----|----|-----|----------------------------|----|----|------|-------------|----|----|-----|-------------|----|----|-----|-------------------|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | |
| 政令改正 | ★公布 | | | | ★施行日(2月1日) | | | | | | | | | | | | ★完全施行日 (1月2日～) |
| 省令改正 | ★公布 | | | | ★施行日(2月1日) | | | | | | | | | | | | |
| 改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用 | | | | | 使用可能（2019(平成31)年2月1日～） | | | | | | | | | | | | |
| 現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間 | 使用可能（2022(平成34)年1月1日まで） | | | | | | | | | | | | | | | × | |
| 安全帯の 規格改正（予定） | | | | | ★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日) | | | | | | | | | | | | |
| 改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売 | 製造可能 | | | | 製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～） | | | | | | | | | | | | |
| 現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間 | 製造・販売可能 | | | | | | | 販売可能 | | | | | | | × | | |
| 特別教育規程の改正 | ★告示 | | | | ★適用日(2月1日) | | | | | | | | | | | | |

その他留意事項

- 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用
墜落制止用器具は、**作業時**に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。
また、**伐採など**、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、**墜落制止用器具**を使用することが著しく困難な場合には、**保護帽の着用等**の代替措置を行う必要があること。



スローガン

 東京労働基準監督署

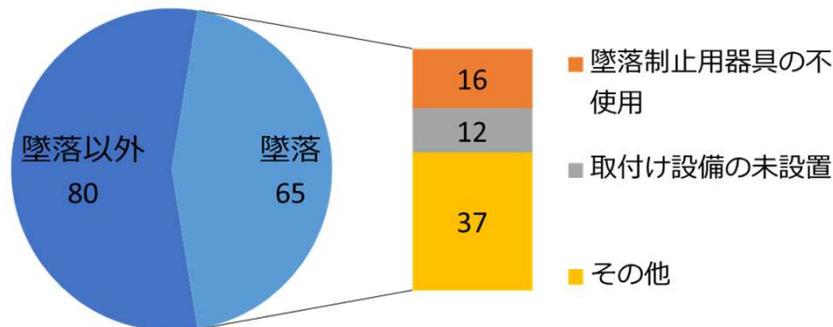
「落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ」

～高所作業では墜落制止用器具を使おう～

東京労働局管内の建設業における労働災害死亡者数は、平成25年～29年の5年間に
おいて145人であり、その内墜落転落によるものが65人(44.8%)となっています。
災害発生原因については下記の通りとなっています。

- ① 墜落制止用器具の不
使用 16人
 - ② 取付け設備の未設置によるもの 12人
- ①及び②の2項目を改善していくことが重要となります。

建設業の労働災害による死亡者数（平成25年～29年）



東京労働局では、墜落制止用器具^(※)の確実な使用を目指す
ために、スローガンを決めました。

今後、各事業場において、このスローガンを基に

- ① 墜落制止用器具の着用と使用
 - ② 墜落制止用器具の取付け設備の設置
- について徹底いただくようお願いいたします。

※ 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が
墜落時に地面に到達するおそれがある場合は「胸ベルト型」を使用できます。



第13次労働災害防止計画推進中

～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局 労働基準監督署

東京労働局では、
墜落制止用器具の確実な使用
を目指すために、
スローガンを決めました。

今後、各事業場において、
このスローガンを基に

- ① 墜落制止用器具の
着用と使用
- ② 墜落制止用器具の
取付け設備の設置

について徹底いただくよう
をお願いいたします。

(参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

● 通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

わく組足場

①または②のいずれかの措置

① 「交さ筋かい」 + 「下さん※」
または「高さ15cm以上の幅木」

※下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、

② 「手すりわく」



その他の足場

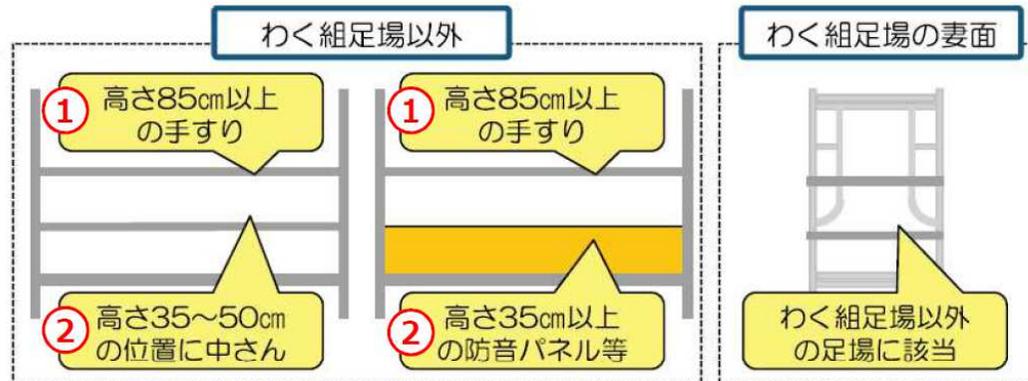
①と②両方の措置

① 「手すり※」

※手すりの位置 = 高さ85cm以上

② 「中さん※」

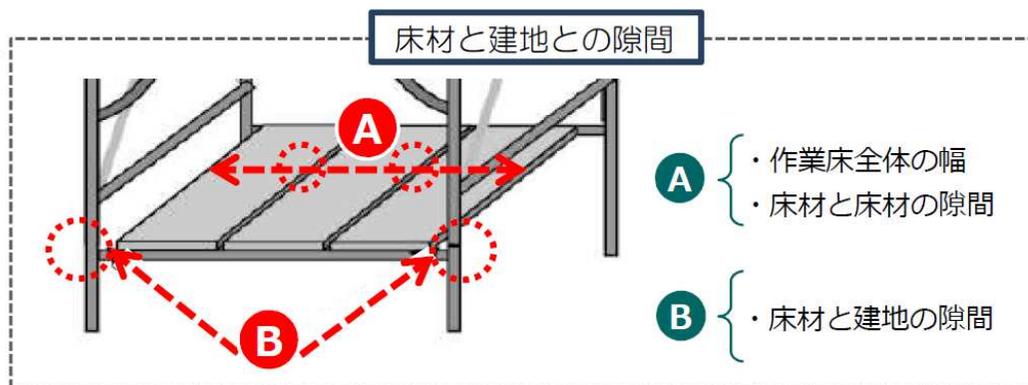
※中さんの位置 = 高さ35~50cm



床材と建地との隙間

A 作業床の幅は **40cm 以上**
床材の隙間は **3cm 以下**

B 床材と建地の隙間は
12cm 未満



(3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 一わく組足場用

| 点検事項 | 点検の内容 |
|-------------------------------|---|
| 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 | ①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥・・・・・・・・ |
| 2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | ①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤・・・・・・・・ |

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用-(注1)

| 足場等点検チェックリスト | |
|---|-------------|
| 工事名 () | 工期 () (注2) |
| 事業者職氏名 () | (注3) |
| 点検日 () | 年 月 日 |
| 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) | (注4) |
| 足場等の用途、種類、概要 () | (注5) |

| 点検事項(注6) | 点検の内容(注7) | 良否(注8) | 是否内容(注9) | 確認(注10) |
|-------------------------------|-----------|--------|----------|---------|
| 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 | | | | |
| 2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | | | | |
| 3 繋結材及び繋結金具の損傷及び | | | | |

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の十分な知識・経験のある方を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的・的確なものとしましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

足場の組立て特別教育

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

移動はしごの使用について

安衛則第527条 (移動はしご)

事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 幅は、三十センチメートル以上とすること。
- 4 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。



注意点

- ・立てかけ角度75°程度
- ・はしご上端は床から60cm以上突き出す
- ・上部を躯体等に固定する
- ・使用開始前点検、設置時安定確認
- ・はしご上で作業しない
(作業する場合は墜落防止対策必要)
- ・手に物を持って、はしごを昇降しない
- ・墜落・転落時保護用のヘルメットを着用

厚生労働省産業安全技術館(港区芝)
の2階の展示より(H23. 3閉館)



はしごの固定 (パトロール写真)

安衛則第556条 はしご道

事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
 - 二 踏さんを等間隔に設けること。
 - 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
 - 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
 - 五 はしごの上端を床から60cm以上突出させること。
 - 六 坑内はしご道でその長さが10m以上のものは、5m以内ごとに踏だなを設けること。
 - 七 坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。
- 2 前項第五号から第七号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

上端を固定
出来ず、ロー
プで繋いでい
る



60 cm以上突出

番線固定



昇降するための設備の設置等 ー安衛則ー

安衛則第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所
で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が**安全に
昇降するための設備等**を設けなければならない。ただし、
安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上
著しく困難なときは、この限りでない。

(安衛法第21条2項 罰則：安衛法第119条1号 第122条)

2 前項の作業に従事する**労働者は**、同項本文の規定により安
全に昇降するための設備等が設けられたときは、**当該設備
等**を使用しなければならない。

(安衛法第26条 罰則：安衛法第120条1号 第122条)



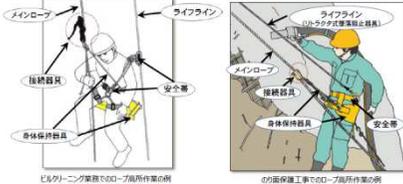
H28.7.1より施行

ロープ高所作業における危険の防止のための規定 (平成28年1月1日施行)

1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設置する必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型落下防止装置を用いることができます。



2 メインロープ等の強度等

- (1) メインロープ等は、十分な強度が必要となります。
※メインロープ等は、メインロープ、ライフライン、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けます。
- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具は、これら間の損傷については、それぞれについて、
① メインロープとライフラインは、支持物に、外れないように確実に



- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さをする
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、電気を設けるなど切断を防止するための措置を行う
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものを
用いる必要があります。



3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。

 - ① 作業箇所とその下方の状況
 - ② メインロープとライフラインを繋結するための支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
 - ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
 - ④ 切断のおそれのある箇所の種類とその位置や状態

4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画を作成し、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。

 - ① 作業の方法と順序
 - ② 作業に従事する労働者の人数
 - ③ メインロープとライフラインを繋結するための支持物の位置
 - ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
 - ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ

8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うとき以下の安衛則第522条(露天掘削の作業の禁止)、第523条(傾度の保持)、第537条(物体の落下による危険の防止)、第538条(立入禁止)の規定が適用されます。

特別教育を必要とする業務の追加 (平成28年7月1日施行)

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者がロープ高所作業に関する業務に就くときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

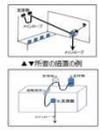
| 教育科目 | 内 容 | 時 間 |
|-----------------|--|-----|
| 1 ロープ高所作業に関する知識 | ロープ高所作業の方法 | 1時間 |
| 2 メインロープ等に関する知識 | ・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の検査と取扱い方法 | 1時間 |
| 3 労働危険の防止に関する知識 | ・墜落による労働危険の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用法と保守点検の方法 | 1時間 |
| 4 法令関係 | 法、令、安全規則の関係等 | 1時間 |
| 実 施 要 領 | 1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働危険の防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い | 2時間 |
| 2 メインロープ等の点検 | ・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働危険の防止のための措置 ・安全帯と保護帽の取扱い | 1時間 |

- 新安全規則公布施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師については資格要件は定めませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

経過措置

安衛則 附則

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業やのり面保護工事に係る作業以外の作業(構築、ダム、風力発電などの調査、点検、検査等を行う作業)などについては、上記の措置を講じた場合に限り、当分の間、1の「ライフライン」の設置の規定は適用しないこととしている。



- ①メインロープを異なる2つ以上の強固な支持物に繋結すること
- ②メインロープが切断するおそれのある箇所との接続を避けるための措置を講じること。ア、リブ(リブ)を有する支持物に接続する場合は、そのリブの下方にある強固な支持物にメインロープを再繋結すること。(リブレイ)

改正安衛則の本文と施行趣意など、詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

ロープ高所作業についての規定が改定され、平成28年7月1日より施行されました。(安衛則第539条)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000030327.html>

このシフレットについて詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)

- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを繋結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における労働災害の発生状況

▶ロープ高所作業における過去6年の死者数は24人

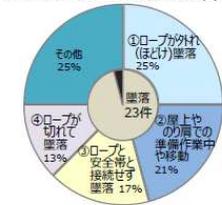
| | H21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 合計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| ビルメンテナンス業 | 0 | 5 | 1 | 1 | 2 | 4 | 13 |
| 建設業 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 11 |
| 死亡者数 合計 | 4 | 5 | 3 | 2 | 4 | 6 | 24 |

(出典：死亡災害報告)

死亡災害の要因内訳 9.6%が「墜落」によるもの

(高所作業での死亡事故24件の原因割合)

- ① 作業中に支持物(繋結元)からロープが外れ(ほどけ)墜落
- ② 屋上やのり肩での準備作業中や移動中に墜落
- ③ 作業中にロープと安全帯との接続を外して(接続せず)墜落
- ④ 作業中にロープが切れて墜落
- ⑤ 作業中にロープの支持物(繋結元)ごと墜落
- ⑥ 安全帯(フック)が壊れたものを使用して墜落
- ⑦ ロープが短かったことから降下時に墜落
- ⑧ その他



(H27.8)

丸のこに関する規定

(丸のこ盤の歯の接触予防装置)

安衛則第115条

事業者は、丸のこ盤(木材加工用丸のこ盤を除く。)

には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

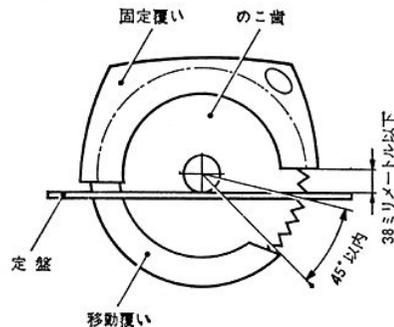
安衛則第123条

事業者は、木材加工用丸のこ盤には、歯の接触予防装置を設けなければならない。
安衛法第20条第9号 罰則 第119条第1号



可搬式グラインダーにのこ刃を装着する場合、丸のこ盤としての措置を講じなければなりません。

木材加工用丸のこ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格 第30条

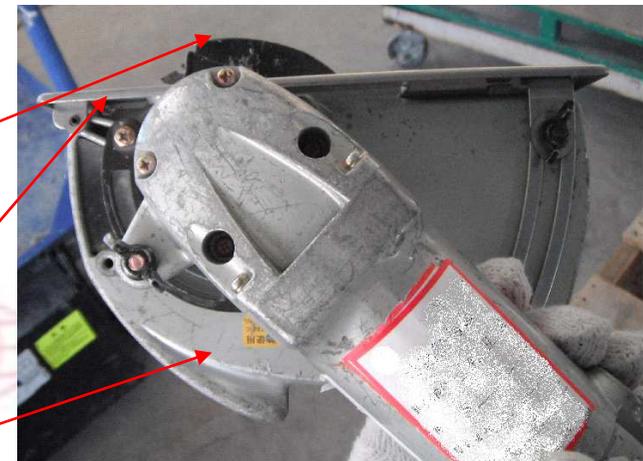


歯の接触予防装置(移動覆い)

定盤(ベースプレート)

歯の接触予防装置(固定覆い)

安全措置が講じられた事例



外部機関を活用して、効果的に取組みましょう！

ホームページにより確認してから活用してください。

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

*有料となる
場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

1 安全衛生意識高揚のための運動の展開

2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成

3 専門家による技術支援の実施

4 安全衛生情報の提供

5 労働災害防止のための調査研究等

6 ゼロ災運動の展開

7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化 等

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

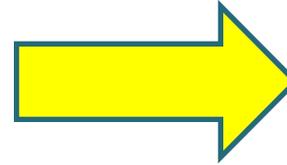
日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設)
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

労働者死傷病報告

休業1日以上



報告



所轄労基署

業務中等の負傷により、死亡又は1日以上休業した場合は、**労災保険**を使用していなくても「労働者死傷病報告書」を**遅滞なく**所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

